

陳 情 書 緜

(陳情第 16 号～第 51 号)

令和元年第 5 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

目 次

陳情第	16号	消費税の増税について.....	1
陳情第	17号	辺野古新基地建設について.....	3
陳情第	18号	辺野古新基地建設について.....	7
陳情第	19号	辺野古新基地建設について.....	11
陳情第	20号	国連の勧告について.....	15
陳情第	21号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項.....	17
陳情第	22号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～5項.....	21

(議会運営委員会)

陳情第	21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	17
陳情第	23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	27

(総務財政委員会)

陳情第	21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	17
陳情第	22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	21
陳情第	23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	27
陳情第	24号	個人情報保護審議会について.....	31
陳情第	25号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分.....	33
陳情第	26号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分.....	39

(市民人権委員会)

陳情第	21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	17
陳情第	22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	21
陳情第	23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	27
陳情第	27号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分.....	47

(健康福祉委員会)

陳情第	21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	17
陳情第	22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	21
陳情第	25号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分.....	33
陳情第	27号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分.....	47
陳情第	28号	幼児教育・保育の無償化について.....	59

陳情第	29号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	63
陳情第	30号	子ども・子育て支援新制度についてのうち本委員会所管分	67

(産業環境委員会)

陳情第	21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	17
陳情第	22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	21
陳情第	23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	27
陳情第	31号	森林の保全等について	71
陳情第	32号	騒音対策について	73
陳情第	33号	北区の文化ホールについて	75
陳情第	34号	ヘリコプターの騒音について	77
陳情第	35号	国際交流の促進について	81

(建設委員会)

陳情第	22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	21
陳情第	23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	27
陳情第	25号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	33
陳情第	26号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	39
陳情第	27号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	47
陳情第	36号	高齢者自動車運転事故について	83
陳情第	37号	公共交通について	85
陳情第	38号	公共交通について	87
陳情第	39号	堺環濠都市北部地区について	89
陳情第	40号	交通施策について	91

(文教委員会)

陳情第	21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	17
陳情第	22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	21
陳情第	23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	27
陳情第	25号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	33
陳情第	29号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	63
陳情第	30号	子ども・子育て支援新制度についてのうち本委員会所管分	67
陳情第	41号	図書館行政について	93
陳情第	42号	図書館行政について	95
陳情第	43号	図書館行政について	97
陳情第	44号	教育環境の整備について	99
陳情第	45号	放課後施策について	103

陳情第	4 6 号	放課後施策について	1 0 5
陳情第	4 7 号	放課後施策について	1 1 1
陳情第	4 8 号	放課後施策について	1 1 5
陳情第	4 9 号	放課後施策について	1 1 9
陳情第	5 0 号	放課後施策について	1 2 1
陳情第	5 1 号	放課後施策について	1 2 5

消費税の増税について

陳 情 者 大阪市天王寺区

消費税をなくす大阪の会

代表世話人 鳥 居 義 昭

国に対し「2019年10月からの消費税率10%中止を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情の内容

政府は予定通り、2019年10月から消費税率を10%に引き上げようとしています。

実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いている、格差と貧困も広がっています。

このまま、税率の引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど、国民生活への影響ははかりません。複数税率による混乱も懸念されます。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担の重いのが消費税の特徴です。「いま、消費税を上げる時なのか」という声も大きく広がっています。

以上の趣旨から、2019年10月から消費税率を10%に引き上げないよう、政府に対する意見書を採択されるよう要望します。

<陳情事項>

国に対し、2019年10月から消費税率を10%に引き上げないよう求める意見書の採択をおこなうこと。

受理年月日 平成31年1月30日

辺野古新基地建設について

陳 情 者 沖縄県那覇市

「新しい提案」実行委員会

安 里 長 徒 外6名

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情の内容

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることを鑑みれば、今回県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念に著しく反している。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄になお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だ

というのであれば、なおのこと、下記陳情事項の民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決をはかることを求める。

2. 憲法41条、憲法92条、憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 民主主義の二つの大原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の擁護も責務とされている。そして、最も尊重すべきは固定的少数者であるとされてい

る。

つまり、少数者にも、流動的少数者と固定的少数者があり、前者は、競争の自由が保障されれば、やがて自由競争を通じて多数者となる可能性をもつて一時的に多数決の支配を受けることを甘受することができる。しかし固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあり、したがって多数決によって剥奪できない自由と自治が与えられる必要がある。

各種世論調査では日米安保条約の解消を求める世論は数%にしか過ぎない圧倒的少数派であるが、選挙など次のラウンドで多数になる機会があるという意味では流動的少数者である。一方、47都道府県の1県であり、人口も1%に過ぎない沖縄県は、米軍基地に関する政治状況において固定的少数者である。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の擁護」という二つの原則からなり、これは民主主義国家の基盤を支える一対の柱なのである。いうまでもなく、多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧への道ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることなしに「沖縄に要らない基地は全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決で決することを求めるという意味で多数決を尊重せず、かつ結果的に沖縄という少数者の権利を害することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が20年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問い合わせに対する回答は、政府・与党も、野党も、日本の政治がこの過程から逃げ、踏まなかつたということに尽きる。

5. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表を

した際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

6. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

下記事項を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

<陳情事項>

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

受理年月日 平成31年3月25日

辺野古新基地建設について

陳 情 者 東京都新宿区
全国青年司法書士協議会
会長 半 田 久 之

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情の内容

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回県民が直接民主主義によって示した民意は明確であり、これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄にお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だとのうであれば、なおのこと、下記陳情事項の民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決が求められるべきである。

2. 憲法41条、憲法92条、憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立

法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要な事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要な事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄県は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する

る特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、沖縄県民の憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

5. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

下記事項を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

<陳情事項>

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

受理年月日 令和元年5月20日

辺野古新基地建設について

陳 情 者 沖縄県宜野湾市
宜野湾市民の安全な生活を守る会
会長 平安座 唯 雄

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

陳情の内容

私達宜野湾市民は、1945年4月1日の米軍上陸とともに始まった米軍普天間飛行場の建設以来、74年間も普天間飛行場とともに生活してきた。それは74年間も米軍基地被害を受け続けて来たということである。

終戦当時生まれた宜野湾市民も、はや後期高齢者入り目前となり、その孫たちが宜野湾市民9万7千余人を形成するに至っている。

私達は、訴えたい。いつまで宜野湾市民は普天間飛行場からの基地被害に晒され続けなければならないのか。ひ孫の時代まで、と言うのか。

普天間飛行場の名護市辺野古地域への移設に反対する現沖縄県知事を始めとする人々（以下、移設反対派）には、普天間飛行場の危険性を除去する対案を全く持ち合わせていない。にもかかわらず、辺野古移設反対を声高に叫んでいる。その行きつく先は、普天間飛行場の固定化にほかならぬ。日米政府の合意によって、代替施設の米軍側への提供なくして閉鎖されないことが「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO1996年11月）によって決定されているからである。

最近では、普天間飛行場を辺野古に移設しなくとも閉鎖できると、移設反対派は主張し始めた。先の衆議院沖縄三区補欠選挙でも、その「秘策」があると訴えた候補が当選するなど混乱が起きている。

しかし重ねて述べるが、知事も含め、彼らに何の具体策もありはしない。普天間の代替施設は国が探すべきであって、県の仕事ではないなどと知事は主張する始末である。また「秘策」なるものも、未だに具体的な説明はまったくない。日本国内の世論を動かして、日米両政府に移設なき閉鎖を実現するとの空想論が語られるだけに過ぎない。そのプロセスに何年を要するつもりなのか、ま

ったく不明である。

そこでは宜野湾市民の一刻も早い普天間飛行場の危険性除去を実現して欲しいとの切なる希望は、願みられていない。2004年夏に発生した普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学に普天間飛行場所属のヘリが墜落炎上した事故が、何時再び起こるかもしれない可能性を抱えたままである。

普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は、辺野古移設しかない。移設工事はすでに第一区画の埋め立てが完了する段階であり、軟弱地盤の問題も、多少の工期延長はあれ、普天間飛行場の移設に向けて事態が進展することに変わりはない。宜野湾市民にとって重要なことは、移設の目途が立つ、ということである。何時まで普天間飛行場と付き合わなければならぬかが明確であれば、将来への展望が開ける。何時、移設が実現するのかわからないという、過去には、決して戻りたくない。

移設に反対する人々は、普天間飛行場の辺野古移設は「基地の沖縄県内でのたらい回しとなり、よくない」などと主張する。しかし、実際はそうではない。現宜野湾市ど真ん中にある普天間基地と、海岸沿いに統合する既存のキャンプ・シュワーブ基地とどちらが安全か、自明の理である。しかも基地の面積は約三分の一に縮小されることには触れない。

何よりも、基地受け入れ先の名護市辺野古三地区（辺野古・豊原・久志）は、移設に条件付きで容認している。基地受け入れの代わりに、地元の振興策を国に依頼した。そしてその条件は国が同意するところとなり、埋め立て事業は進行中である。

既存のキャンプ・シュワーブが辺野古に設置される際の経緯は、交渉の途中には米軍のごり押しもあったが、交渉後半からは辺野古住民代表が誘致を決定、地元の振興策を基地建設計画に盛り込んだ。この点、翁長雄志前沖縄県知事が、「沖縄県のすべての米軍基地は、一方的に押し付けられたものである」と強弁したため、誤解を招いている。詳しくは「辺野古区誌」を見ればわかる。辺野古区民の賢明な判断でキャンプ・シュワーブに設置されたのが事実である。

私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、2016年10月、当時の翁長雄志前知事が、辺野古の埋め立て承認の取り消し訴訟を国に対して提起した際、このままでは普天間飛行場の辺野古移設が頓挫し普天間飛行場が固定化するかもしれないとの強い危機感を持ち、翁長知事の取り消しが無効であることの確認訴訟を、市民112名の訴訟団（団長・平安座唯雄）を結成して行った。

そして、宜野湾市民を対象にした翁長知事提訴への支持署名活動を行った結果、2万筆余の賛同を得ることが出来た。宜野湾市民9万人余、4万世帯中の2万人の署名は、静かだが、大きな普天間移設への宜野湾市民の声を拾い上げることができたと思っている。

私達の訴訟は、沖縄県対国の訴訟が最高裁において國の勝訴に終わったため、取り下げることとしたものの、宜野湾市民の普天間飛行場の辺野古移設への熱い想いを感じることが出来たし、市民の現状と声を識る機会になった。

また平成25年8月には、県民有志で結成された「基地統合縮小実現県民の会」が普天間飛行場の

危険性を一日も早く除去するための辺野古移設と経済振興を求める署名活動を行ったところ、わずか3ヶ月間で7万3,491名の署名が集まった。この事に関し、地元メディアは報じていない。

宜野湾市民の安全な生活を確実に守るには、ひとえに米軍普天間飛行場を辺野古地区に移設するしかない。については、国等関係機関に対し、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書、を提出するようご配慮願いたい。

受理年月日 令和元年6月3日

国連の勧告について

陳 情 者 埼玉県川越市

一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム

理事長 仲 村 覚

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

陳情の内容

「沖縄県に生まれ育ったすべての人々は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしてきました。ゆめゆめ日本の少数民族などと意識したことはありません。」

これは、私が昨年6月ジュネーブの国連人種差別撤廃委員会に参加し、委員に訴えてきたスピーチの主旨です。このような当たり前のことを訴えるために、わざわざジュネーブまで足を運んだのは、2008年に自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」という勧告が出て以来、その後3回も同様の主旨の勧告が出され、これを放置していると、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、更には海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになるからです。

スピーチに先立ち、豊見城市や石垣市の当勧告の撤回を求める意見書や沖縄の人々が日本人であるという学術的に証明したレポートも提出しました。ここまで行えば、5回目の勧告は阻止できるかと思っていました。しかし、昨年8月に同様の主旨の勧告が出されてしまいました。つまり、国連の目には、私は「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と書いたということです。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の差別問題」だと認識されているのです。

一方、沖縄では、先住民族について議会で一度も議論されたこともなく、全くマスコミでは報道されないので、多くの県民はその危険性どころか存在すら気がついていません。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している勢力が、国連に訴えたり、数年前

から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからです。その東京の代表的な勢力とは反差別国際運動と市民外交センターです。

私は、過去4年以上、この危険な国連勧告の撤回やその原因となっている活動家の運動の阻止を外務省や国会議員に働きかけてきましたが、残念ながら今の日本の法制度では、「琉球・沖縄の人々は日米両政府に米軍基地を押し付けられて差別を受けている先住民族」だと嘘をつく権利は保証されていますが、その嘘を止める権利は無いようです。良識ある国民が今動かなければ、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかなのです。

今、沖縄では、このまま先住民族にされてはたまらないと、全41市町村議会での勧告撤回の意見書の採択に取り組んでいます。今年3月議会では本部町議会で採択されました。しかし、この勧告撤回運動は、沖縄県民だけの力で実現できるものではありません。.

全国各地方議会の日本人同胞の皆様、沖縄は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、全国47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地です。彼らは決して琉球人という先住民族の土地を守るため犠牲したのではありません。また、米軍統治下におかれたり沖縄の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、祖国日本への復帰です。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのです。

私達の祖国日本の永遠の団結と繁栄のために以下陳情申し上げます。

<陳情事項>

日本政府に「沖縄県民は先住民族」という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を採択する。

受理年月日 令和元年5月22日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市中区

堺市内民商連絡会

代表 福山 征四郎

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

美原狭山民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、町並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。地元の零細業者に対する施策は、業者個々人を助けるという事のみに留まらず、自治体として産業創造と街づくりの発展という大きな視野に立って成されるべき政策課題である自覚を、ぜひ堺市に持っていただきたいと思います。昨今、堺市では政治と金にまつわる不祥事が続いている事と合わせ、以下の事を陳情するものです。

<陳情事項>

1. 所得税法56条は、事業専従者の経済的自立性を侵害する法律である。同法の存廃は国税の問題ではあるが、同時に同法の存在は、人権問題である。住民の人権を守るために廃止決議を上げた自治体が数多くある事は周知の事実である。よって、堺市も「本市から賛否を表明すべき内容ではない」などという市民の人権を見捨てる態度をとらず、国へ廃止を訴えかける事。

議会運営委員会審査分

2. 前市長の政治活動資金問題、元維新の会の市議二人が起こした、政務調査費横領など、政治と金の問題は市民として到底容認出来ない。二度とこのような破廉恥な問題が起こらないよ

う、政治資金および政務費の不正を防止する対策を策定する事。

3. 竹山前市長の政治活動資金問題について、堺市と堺市議会は、真相究明を徹底的に行う事。

総務財政委員会審査分

4. IR（カジノを含む統合型リゾート）の大坂への誘致は、堺市民にもギャンブル依存症の被害、児童への悪影響など、堺市にとって極めて不利益である。そもそも、賭博による観光振興・経済成長など倫理的に許されるものではない。健全な経済成長・児童の教育を守り社会正義を示すため、「動向を注視する」などというあいまいな態度ではなく、即刻反対を表明する事。
5. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事、未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事、上記のような不適切な対応があった場合はすぐに担当課および担当者に指導を行い、個別の案件として片付けず、行政の問題として組織全体にフィードバックする事。
6. 全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
7. 地元建設業者の支援策として、災害時の迅速な修繕、営繕にも効果が示されている小規模工事希望者登録制度を創設する事。

市民人権委員会審査分

8. 京都府や島根県大田市の様に、国や府任せにせず堺市自身が小規模事業者向けのきめ細やかな災害支援策を策定する事、また昨年度、台風被害の認定にあたり実態に伴わない被害程度の低い認定が出される案件が出ている。

今後、国の基準以上に適切で市民に寄り添い、負担軽減につながる認定基準と災害支援を設け、運用する事。

健康福祉委員会審査分

9. 国民健康保険料が広域化によって値上げとなり、市民は更なる負担を押し付けられ、それによる行政上のメリットも示されていない。管理を広域化から、再び市へ戻すように働きかける事、黒字の国保財政予算や基金からの繰入れを行う事、全国知事会にて全会一致で提案された国への1兆円規模の負担!を要求し、人頭税に当たる均等割・平等割分をなくし、国民健康保険料を更に引き下げる事。
10. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、府内統一基

準以上の減免制度を拡充させ、減免や換価の猶予の申請を積極的にすすめ、延滞金の免除をはかる事、そういった制度があることを市民に説明し秘匿しない事。

11. 国民健康保険の資格証明書、短期保険証の発行は行わない事、窓口などで不適切な対応があった場合はすぐに担当課および担当者に指導を行い、個別の案件として片付けず、行政の問題として組織全体にフィードバックする事。

産業環境委員会審査分

12. 任務放棄した前市長策定のアクションプランは堺市の小規模零細業者の実態を把握したものではない。小規模企業振興基本法に則り、国、自治体、大企業の社会的責任を明確にし、小規模事業者の育成援助を目的とした小規模企業振興基本条例を制定する事。また制定に当たって、一部団体の報告や調査だけにとどまらず、堺市内全業者への悉皆調査を行い実態の把握に努める事。
13. 家族経営の経営環境改善と事業承継を促進する為、国や府と連携を行い、ものづくり補助金・固定資産税の減免の拡充、堺市独自の無担保無保証融資など、小規模事業者の育成援助の具体的施策を実施する事。
14. 地元建設業者の支援策として、全国300以上の自治体で実施され、地域内の高い経済効果が実証されている住宅リフォーム助成制度を創設する事。

文教委員会審査分

15. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事、その財源は近年、毎年黒字の税収から捻出する事。

受理年月日 令和元年8月9日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高宮洋子

滝口和美

松本けい

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

新たに就任されました永藤市長におきまして、所信表明にあります「市民の皆様が実感できる住民サービスの向上」について大いに期待するものです。市民の命と暮らしに直結する行政として、「安心・安全」な堺市になるよう国に要求すべきは要求し、堺市としても地方自治体の役割をいかんなく発揮されることを強く願います。

また市長交代の原因になった「政治とお金」について、今後は政治資金・政務活動費など政治家のお金については明らかにし、検証できるようにしてください。

堺市の優れた施策は残し、さらに前進させていくよう、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がりの強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. 日本は度重なる災害で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を議会としても引き続き国に要望してください。

2. 国保料金の統一化に反対する意見書を大阪府に対して議会としても上げ続けてください。
3. 今大阪はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。賭博であるカジノは庶民の暮らしを食い物にします。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大変危惧されています。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。
隣接する堺市としてもギャンブル関連の業者や民泊が増え、まちの形が変わるなど生活の環境が壊されることや、ギャンブル依存症の人が増えることが懸念されます。大阪府・大阪市にカジノ誘致をやめるよう議会として要望してください。
4. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核兵器禁止条約を批准するよう、議会としても意見書をあげて下さい。
5. 私たちは憲法9条を、守り活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように議会としても国に対して意見書をあげてください。

総務財政委員会審査分

6. 区民評議会や「住民自治基本条例」の制定について、私たちは、より市民の声が区政に反映でき、市や議会とともに市政を考え住み続けたい堺市をめざして、これまで求めてきました。区民評議会の広報でのお知らせなど一定の前進がありましたが、「住民自治基本条例」については、何ら検討の見通しが示されませんでした。今後とも、「住民自治基本条例」制定への検討を要望します。
7. タウンミーティング等、市長と市民が直接対話できるような場を設けてください。また、「広報さかい」で毎月掲載されていた市長コメントを継続してください。
8. 今大阪はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。賭博であるカジノは庶民の暮らしを食い物にします。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大変危惧されています。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。
隣接する堺市としてもギャンブル関連の業者や民泊が増え、まちの形が変わるなど生活の環境が壊されることや、ギャンブル依存症の人が増えることが懸念されます。大阪府・大阪市にカジノ誘致をやめるよう堺市として要望してください。
9. 行政の責任で進められるべき施策を、指定管理者制度や事業委託といったいわゆる民営化をしないで下さい。図書館、保育所、公園、文化施設など市民生活にかかわる分野での補助金カットも進めないで下さい。
10. 連合自治会の回覧板に自衛官募集のチラシが入っていました。今議論になっている戦地に赴

く自衛隊について、その隊員募集のチラシは市民と戦争がより身近に感じられるものです。住民生活に密着した自治会の回覧に入れないのでください。

11. 各選挙での投票率の低さが問題です。投票弱者が投票の権利行使しやすいように、投票所と投票しやすい機会を増やすなどを考えてください。また選挙が公正に行われるよう、投票や開票作業についても厳正に行ってください。

市民人権委員会審査分

12. 日本は度重なる災害で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を市としても引き続き国に要望してください。また堺市においても市独自の制度を設けて防災に対する予算や人員を増やしてください。
13. 広い堺市各区では、身近に市民の声を聞き、市民の声が反映できる市政への努力が必要です。そのために、との出張所のような身近な相談ができる窓口を増やしてください。
14. 広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。市内の自治会館・校区地域会館など集会所の利用料が高く市民が気軽に使うことができません。例えば埼玉県川口市は人口60万人に対し公民館は33館（2017年度現在）あるとのこと、せめて中学校区に1つの公民館を作り、気軽に集まれる場所を提供し、利用料の補助をしてください。
15. 堀市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核兵器禁止条約を批准するよう、堺市として求めて下さい。
16. 私たちは憲法9条を、守り活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように堺市としても国に対して求めてください。

健康福祉委員会審査分

17. 国保料金の統一化に反対するよう大阪府に対して市としても求めてください。また堺市において、基金からの繰り入れなどで引き続き保険料を下げてください。特に18歳以下の子どもの均等割減免制度をつくってください。
18. がんの無料検診により受診率も向上していると聞いています。がんの無料検診を引き続き延長してください。
19. 女性の貧困、シングルマザー及び年金での一人暮らしの女性に対しての就労支援の回答をいただきました。特に年金の一人暮らしの女性に対して住宅支援、介護支援など暮らしにかかわ

る支援策を講じてください。

20. 平成31年度4月1日の時点で堺市の保育所の待機児童数は58人となっています。認可保育所を増やしてください。また子どもの生命を預かる保育士が安心して働き続けられるよう、処遇改善をしてください。また公立認定こども園はこれ以上民営化せず、堺市の責任で公立のまま運営してください。
21. 認定子ども園、幼稚園、保育所は、10月からの国による幼児教育・保育の無償化により、保育料に含まれていた“副食費”が保護者負担になりました。保育料に含まれていた副食費も無償化の対象にして下さい。

産業環境委員会審査分

22. 女性の60%が非正規、アルバイトなどです。多くの女性が正規で働くように市としても就労支援策を講じてください。

建設委員会審査分

23. 広い堺市においては市内の交通の便が悪く区役所・病院・また買い物に行くのに移動が不便という市民の声が多く寄せられています。地域の住民の声をよく聞いて、バスなどの東西交通網の増便・増設をしてください。
24. 「自転車のまち堺」として、自転車道の整備が進められています。しかし狭い道路でラインを引いただけではさらに危険が増す場合があります。例えばライン内に駐停車をしていたり、途中で線がなくなっています。安全確認の調査をしてから進めてください。住宅開発に伴って道路の拡幅を義務づけることや、歩道の段差の整備も早急にすすめてください。
25. 堀市の水道事業については民営化でなく、検針・料金徴収業務も含み堺市の責任で運営してください。水の安全・安心は市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については行政が責任をおうべきであり、絶対に民営化しないでください。水道料金の値下げは喜ばしいことですが、福祉施設等の水道減免は止めないでください。

文教委員会審査分

26. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
27. 中学校でも小学校と同様に自校方式で温かい栄養のとれた美味しい給食を、全員喫食として早期に実現して下さい。そのためにも給食配膳室が遠すぎたり、休憩時間が短すぎたりするために給食を食べる時間がないという声もあるので、実施の際は現場の声を聞いて下さい。本来、給食は義務教育の一環として無償であるべきです。10月からの小学校の給食費の値上げは、家

計を圧迫します。無償化にむけて努力して下さい。中学校給食も早急に就学援助の対象にして下さい。

28. のびのびルームでは、指導員側から「指導員が足らずぎりぎりの人数でシフトをまわしている」「教材費が足らず文房具も買えない」など声があがっています。また児童が多すぎて宿題をする余裕がないところもあります。プロポーザル方式で運営事業者を選定するのではなく、堺市の責任で常勤の指導員を雇用し、40人ごとに専任で複数配置して下さい。
29. 現在、小学校3年～6年までは38入学級が実現していますが、支援学級の児童を含めると40人に達するところも多くあります。一人ひとりの子どもに寄り添った教育が出来るよう、小学校1年生～中学校3年生まで、すべての学年の学級定数が35人になるようにして下さい。
30. 中学校で行われているチャレンジテストの点数が高校入試の内申点として使われ、テスト結果で学校が格差づけをされたり、欠席が増える等学校教育を大きく歪めるものとなっています。また、今回のテスト、英語のスピーキングが実施され、時間割が変更になり、急きょ給食を中止したことでお弁当を忘れてしまった生徒もいました。堺市はチャレンジテストに参加せず、大阪府に廃止を要望してください。
31. 公立幼稚園は地域の人々の協力のもと設立され、園児と地域の人々との交流を深めながら児童教育が築かれてきた歴史があります。この地域とのつながりを将来に残すためにも、すべての公立幼稚園を存続し、全園で3年保育と預かり保育の実施をお願いします。
32. 児童生徒の熱中症対策のために教室のクーラーは整備されました、体育館は未だに蒸し暑いままです。体育館は、学校行事や体育の授業で使われ、災害時の地域の避難所にも使われる施設なので、非常事態に備えるためにも体育館に空調暖房設備の設置を早急に進めて下さい。

受理年月日 令和元年8月9日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

藤 村 光 治

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

- 議員定数について、堺区9人、南区8人。当日有権者人数が約1,000人少ないだけで議員定数が1人少なくなるのはおかしいので、議員定数について精査してください。

当日有権者人数	投票者数	
北区（9人） 129,233人	65,478人	50.67%
堺区（9人） 120,207人	58,475人	48.65%
南区（8人） 119,068人	63,529人	53.27%
西区（8人） 111,986人	54,716人	48.86%
中区（7人） 100,254人	48,747人	45.74%
東区（5人） 71,659人	37,524人	52.37%
美原区（2人） 31,543人	14,583人	46.28%

- 政務活動費及び政務調査費の小林・黒瀬議員で百条委員会900万円しました。竹山元市長の百条委員会の費用は50万円でした。市民税金です。お金の使い道を市民に知らせてください。

堺市長が竹山元市長を刑事告訴して、当該捜査機関の捜査に委ねてください。

小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会調査報告書

証人尋問において、曖昧な証言、記憶にないとの発言を繰り返し、特に小林由佳議員は多くの証言拒絶をするなど、小林由佳議員及び黒瀬大議員ともに不誠実で、当事者意識が欠如し、自らの潔白を積極的に晴らすための努力が全く感じられず、広報チラシや名刺が発注すらされていなかったとの疑惑がますます強まった。さらに、証言内容についても整合しないなど、場合によっては偽証と疑われるような証言もあり、両議員は真相究明への協力や市民への説明責任を全くと言っていいほど果たしておらず、議員としての資質を問

わざるを得ない状態であった。

よって、本委員会としては、小林由佳議員及び黒瀬大議員とともに、議員を辞するのが相当ではないかとの意見が渕上委員、長谷川委員、岡井委員、野村委員、西川委員、芝田委員、成山委員、森委員、小堀委員から出された。

また、三宅委員、井関委員及び黒田委員からは、「議員を辞するのが相当であるかどうかについては、司法の判断を待つのが望ましいと考える。その他の見解については、他の委員と同様である。」との意見があった。

なお、政務活動費及び政務調査費の支出に関して、小林由佳議員又は黒瀬大議員に、刑事上の違法行為があったのかなかったのかについては、堺市長が小林由佳議員を刑事告訴し、捜査当局に受理をされているため、当該捜査機関の捜査に委ねるものである。

総務財政委員会審査分

3. 堺市ではSDGsを推進し、先進都市をめざしてください。
4. 近大病院の移転目的が「泉北ニュータウンの再生と南大阪地域の医療機能向上」とのことですが、私達は「なにがなんでも病院移転に反対」という考えは全く持っていません。ただ、全国初の都市公園の民間への売却により、住民の憩いの場である都市公園周辺の住環境が大きく変化する事から、私有地にしないで欲しいと繰り返しお願いしてまいりました。

堺市には、代替案も提案していますので、泉北ニュータウンの再生に反するものでは全くありません。

しかし、「近畿大学の収支の都合で平坦な公園地が売却される」という事実には、どうしても納得できません。

併せて、「公園周辺住民に何の説明も無く公園売却が決定される」という常識では考えられない都市計画変更については、怒りを禁じ得ません。

「南大阪地域の医療機能向上」についても、特定機能病院や高度先端医療は二次医療圏を越えた、より広い地域の医療を担うのは当然の事であり、泉ヶ丘の地である必然性は全くありません。

特定機能病院は、三次医療圏（大阪府）の問題ですが、三次救急医療機関と災害拠点病院は、あくまで二次医療圏単位で設置されるものです。

移転後の近大病院が、南河内地域の三次救急医療機関と災害拠点病院になるという理解出来ない事態が発生しようとしています。

堺市の都市公園を売却し建てられた病院が、南河内地域の基幹病院になるというのは、地域住民の理解を得られるものではありません。

二次医療圏を越える事について、当初は、厚生労働省指針の5項目の適用が考えられていた

ようですが、5項目をクリアするのが難しいとなると、今度は「医学部併設の特例」の適用が考えられています。「近大病院移転ありき」で理屈を後から付けて来るような施策は間違っています。

近畿大学は、三原台の11.8ヘクタールを使い病院の移転計画を進めていますが、そもそも三原台では、府営住宅の一部廃止により3ヘクタール位の剩余地しか無かった筈です。

大阪府と堺市は総額が不確定のまま巨額の税金を使い移転用地を確保しようとしていますが、全てが税金や住環境の悪化という形で市民にしわ寄せがかからうとしています。

私たちは、堺市が作成した平成22年の「泉北ニュータウン再生指針」や同23年の「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」にある地域住民と共に考え方や公園を大切にするという基本理念があったからこそ都市公園周辺に住居を構えています。堺市は、住民の意見を真摯に受け止めて、事業を推進してください。

5. 堺市は近大病院の泉ヶ丘への誘致について「泉北ニュータウンの少子高齢化対策」と説明しています。しかし、この度、田園公園が廃止される三原台は、南区内小学校19校中では最も児童数が多い地域であります。又、公園移転地である茶山台は3番目に児童数が少ない地域であり、広大な敷地の大蓮公園が隣接しています。三原台の児童は校区外にある公園へ子どもだけでは遊びに行く事は出来ません。又、三原台小学校への通学路である緑道も近畿大学の私有地となるために、児童は毎日キャンパス・病棟敷地内を横切って登下校する事となります。

田園公園を廃止する代わりに、法律上堺市は代替え公園を新たに開設する必要があります。堺市はビッグバン周辺地を大阪府より買い取り、公園として整備予定としています。その費用推定約80億円は私達の税金で賄われます。田園公園と三原公園をなくさないでください。

6. 泉北から始まる公園大蓮公園旧すえむら資料館は、日本を代表する建築家・槇文彦氏が設計した文化価値の高い建造物です。しかし屋上にバーベキュー施設をします。公園はタバコなど火は危ないと思います。大蓮公園は自然豊かな公園です。マウンテンバイク・BMXコースは子どもが安心できません。ふるさと公園を自然豊かに進めてください。

7. 行財政改革

事務事業の総点検は全事業をみんなの審査会で審査してください。市民病院は赤字なら行政法人をかえます。運営費70億円、人件費50億円、電子化10億円、天下り、パートで1,200円、平成27年度から29年度50億円してないから150億円するべきです。

8. 堺市南区で投票所における、参議院議員通常選挙の投票用紙の二重交付しました。

令和元年7月8日（月）期日前投票所においてと思われる選挙人が令和元年7月21日11時21分に赤坂台小学校選挙人が持参して、自分が期日前投票には行っておらず、投票しました。

11時25分に職員が二重交付していたことがわかりました。市長選挙でも中区で二重投票がありました。二重交付することがないようにしてください。

市民人権委員会審査分

9. 各区は21号台風・北部地震対策は不十分でした。職員が居ないです。各区役所は職員の確保、地域では防災・防犯を進めてください。

産業環境委員会審査分

10. 各区役所はゴミを捨てない人からお金を徴収せず、本人負担にしてください。

建設委員会審査分

11. 緑道や公園の利用価値を高めるには、子どもが安心して遊べ、高齢者が気軽に運動でき、夜も安心して歩けるような場所になるよう、再整備してください。

同時に、清潔で使いやすいトイレがあり、一年中交流の場として利用されるように環境を整えてください。

12. 幹線道路は交通量が多く、市域をまたぐ広域的な交通が多くなっています。又、混雑が見られる区間が多くなっています。道路の混雑は、社会経済活動に悪影響を及ぼすとともに、環境負荷を増大させる要因にもなることから、その解消に向けた対策を進めてください。

13. 原山公園プールの維持費20年間40億円です。2ヶ月のみです。入場者数は8万人です。建物は50億円です。維持費を減らしてください。

文教委員会審査分

14. 子どもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め想像力を豊かなものにし人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことできないものです。また、子どもが自主的な読書を通じて得られる、自ら学ぶ楽しさや知る喜びの経験は、知的探究心や真理を求める態度を培い、子どもが自ら考え行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機になります。

読書を通じて、社会情勢の変化に対応できる子どもを育ててください。

15. 全国学力テスト、小中学校堺市はテストの成績を上げてください。

大阪府小学校 国語 60.3% 3.5低い

算数 66.4% 0.2低い

中学校 国語 70% 2.8低い

算数 58.3% 1.5低い

受理年月日 令和元年8月8日

個人情報保護審議会について

陳情者 堺市堺区

出来秀人

個人情報保護審議会の運営につき

陳情の内容

平成27年6月に発覚した「堺市職員による堺市有権者の個人情報流出事件」より、本来、公開であるはずの「堺市個人情報保護審議会」が“セキュリティリスク”があるとの理由により、実質、非公開の状態が続いております。議事録も公表されておりません。審議結果の答申のみの公表となっております。

年報報告記録である「情報公開・個人情報保護制度運用状況」も今まででは製本されたものが議会図書館と市中央図書館に収められておりましたが本年度からは市ホームページ上で、しかも一年限りのアップロードになると聞いております。

「堺市個人情報保護審議会」の審議状況、および審議内容がまだ不透明になっております。

スマートフォンの普及とともに商業利用も進み、行政においてもマイナンバーの導入がなされ、今後とも個人情報の利用促進が国策のもと、推進されていかれるのでしょうが、なし崩し的な「個人情報」のIT上での利用共有には、いまだ国民・市民の広範囲における不安や不信が付き纏っております。その不安や不信が払拭とまではいかないまでも、軽減されない限り膨大な国費と労力を投入して導入されたマイナンバーカードの今以上の普及もないのではないでしょうか!!

社会のビッグデータ化と、AIの異常ともいえる発達によって、個人情報を匿名化しても高確率で個人の特定は可能と、海外で指摘されたとの報道も見かけました。

デジタルタトゥーやAIスコア等によるAI・IT技術による新たな人権侵害、差別問題の発生も懸念されております。

民間商業施設では「顔認証システム」の導入も当たり前に進んでおります。ポイントカードやキャッシュカード、インターネット閲覧履歴等の個人情報の共有で、行き過ぎた扇動販売や新手の詐欺犯罪が横行しないか、その発生は否定できない状況です。

そこに極めて精度の高い自治体の個人情報が括り付けられればどのような事態が発生するのでしょうか!!

しかし全世界的にIT・AI化の進展は人類にとり不可逆的な趨勢になっていると認識しております。このような時代にあって、有識者と言われる方々が、どのような認識のもと、どのような問題点をもって審議をされておられるのか、その詳細を市民は知る必要があると痛切に感じております。

“セキュリティリスク”といいますが、本当に“セキュリティリスク”があるというならば、その部分は一部非公開にするなど工夫の余地はある筈です。

市職員の引き起こした不祥事で何故に善良な市民の「知る権利」が侵されなければならぬのでしょうか!!

審議会の有識者と当局職員がなれ合い、いい加減な審理に流れているおそれも否めません。

審議会の積極的な公開によって、本市の「個人情報」の積極的利用促進のための信用と信頼の担保に資する発想は行政所管部局にはないのでしょうか!!

近隣市町村よりも進んでいた以前の公開状況、また目下の他の自治体の公開状況と比較しても、わが市の「個人情報保護審議会」の公開状態は明らかに後退しております。

「市民の知る権利」に理解と良識ある議員諸兄のお力により、速やかに以前の状態に戻していただきたく存じます。

受理年月日 令和元年8月13日

聴覚障害者施策等の充実について

陳情者 堺市堺区

堺市ろうあ者福祉協会

会長 妻 沼 和 彦

陳情団体構成

堺市ろうあ者福祉協会

堺手話サークル連絡会

(かたつむり、金岡、かめのこ、北野田、泉北、トゥモロー、木馬、
もみじ)

大阪府立障害児学校教職員組合堺聴覚支援学校分会

重度重複聴覚障害者の働く権利と生活を考える「もずの会」

聴覚障害者・手話関係者の要求を実現するための陳情書

陳情の内容

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、聴覚障害者の福祉向上のために多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2013年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

しかし「合理的配慮とはどういった配慮なのか」など、依然として社会に浸透していません。

また、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の施行から3年。未だ聴覚障害者は日常生活の様々な場面で不便を感じています。

いつでもどこでも手話を使って暮らせる社会の実現を切望します。

“誰もが安心して暮らせるまちづくり”を実現するためにも、当事者の思いを反映させた施策を進めさせていただくことを願います。

つきましては、下記のとおり陳情書を提出いたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 森のキッチンのある堺市役所地下1階には、非常時、聞こえない利用者や市民に視覚的情報を知らせる視覚的な情報設備（例：パトライトなど）を設置していただく方向で回答がありましたが、まだ設置されていません。状況を確認のうえ、早急に設置の実現を進めてください。

健康福祉委員会審査分

2. 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が制定されて3年目になりました。「施策の推進方針」を更に具体化し、実行してください。
3. 「障害福祉計画」の策定や、聴覚障害者福祉制度をすすめる時は、必ず当事者である堺市ろうあ者福祉協会と相談し、当事者の実態や意見を反映してください。
4. 災害時、聴覚障害者情報提供施設が、聴覚障害者、盲ろう者への情報保障と安否確認などに対応できるようにしてください。そのために、アンブルボードを各区役所に設置してください。
5. 堺市として、健康福祉プラザの防災についての連携はどのような状況ですか。また、プラザでの避難訓練、避難所設営、備蓄などの進捗状況を教えてください。
6. 警察署への緊急連絡時、消防署のFAX119番と同じようにFAX110番で送信できるようにしてください。またNet119緊急通報システムができました。同じようにNet110を作ってください。
7. 大阪労働局に対し、堺市内のハローワーク（公共職業安定所）に手話通訳者を常勤で設置するよう要望してください。
8. 堺市全職員の手話講習会を開催してください。その講師は堺市ろうあ者福祉協会に依頼してください。府内ネットワークを使って全職員が空き時間に手話学習ができるように手話動画を配信してください。
9. 手話通訳派遣事業は養成、試験、設置、派遣を一貫して担うべきです。堺市の登録試験は、視覚・聴覚障害者センターが責任を持って実施してください。
10. 登録手話通訳者派遣及び、堺市の主催する行事等の登録手話通訳者の派遣は、堺市の責任で実施してください。派遣要項の幅を拡げ、民間主催の講演や資格、教養、情報取得に困らないようにしてください。
11. 登録手話通訳者の頸肩腕障害予防と知識の普及のため研修会の開催や冊子（マニュアル）を作成してください。
12. 登録手話通訳者は病院や集団の場所に通訳に行くことが多く、病気に感染するリスクが高いので、予防の対策をしてください。
13. 現在行われている「手話通訳者養成講座」を引き続き実施し、実践課程の中に通訳現場を体

験できるカリキュラムを作ってください。

14. 登録手話通訳者を派遣する時は、ろうあ者が理解でき、ろうあ者の手話を読み取れる手話通訳者を派遣してください。
15. 手話講習会の聴覚障害者講師及び、健聴者講師の研修費用を補助してください。
16. 視覚・聴覚障害者センターの開所時間は午前9時～午後5時30分ですが、働いている人も利用できるように午後9時まで延長してください。また、ろうあ者が安心して暮らせるように日曜日も開所してください。
17. 堺市立健康福祉プラザまでの送迎バスを運行してください。また、現行の南海バス（堺東駅前～泉ヶ丘駅前）を1時間に4本運行してください。
18. ろうあ者が安心して利用できるように堺市立健康福祉プラザの全職員は手話で対応してください。
19. 聴覚障害者相談員を正職員で複数採用してください。
20. 各区の聴覚障害者相談員の説明がわからないまま帰るろうあ者が時々います。工夫していたいと思いますが、特に高齢の方は遠慮があるので納得できるまで説明してください。
21. 堺市の相談事業で訪問相談（アウトリーチ）を実施しています。聴覚障害者相談員が外出している時、区役所は不在になります。ろうあ者が困らないように手話で対応してください。
22. 生活相談員（ピアカウンセラー）に聴覚障害者を採用してください。
23. 堺市の公的機関の全窓口に、手話のできる職員を配置してください。また、窓口業務に特化した手話講習会を開催してください。その講師は、堺市ろうあ者福祉協会に依頼してください。
24. 各区に設置された障害者基幹相談支援センターに、手話で相談できる人を配置してください。
25. 北区（新金岡市民センター）、南区（泉ヶ丘市民センター）には障害者が専用に利用できる施設がありますが、他の区にはありません。障害者の拠点となるように、障害者が専用利用できる施設を各区に整備してください。
26. 病院内で職員を対象に手話講習会を開催してください。その際には、堺市ろうあ者福祉協会が作ったマニュアル「医療従事者のための手話」を使ってください。
27. 聴覚障害者が入院した時には、24時間の情報保障や意思疎通が必要です。ろうあ者が安心して入院生活がおくれるように支援してください。
28. 聴覚障害者が予約の変更が必要な時、専用のファックス用紙を活用できるように支援してください。
29. 聴覚障害者のための手話通訳・字幕つきテレビ番組を増やすように、堺市として各テレビ局に働きかけてください。特に緊急時の情報提供には、すべてのニュース番組、コマーシャルに

手話通訳・字幕をつけるように働きかけてください。

30. 高速道路での緊急事態に、タッチパネルやメールで対応できるシステムを作るよう、各高速道路会社に働きかけてください。
31. 7区役所の基幹型包括支援センターの「高齢者総合相談窓口」に、ろうあ者に手話で相談できる職員が必要です。是非、採用してください。
32. 特別養護老人ホームと地域密着型介護老人福祉施設に、手話でコミュニケーションができる職員を養成、採用するよう事業所に指導してください。
33. 堺市総合福祉会館の冷暖房費用を無料にしてください。
34. 堺市総合福祉会館2階堺市民活動サポートセンターのロッカー・メールボックスを無料で利用できるようにしてください。
35. 聴覚障害者・ろう重複障害者が安心して手話やその人に合った方法でコミュニケーションがとれる堺市にするために、福祉事業所や地域住民に向けた研修・啓発を行ってください。
36. (1) 触手話講習会を開催してください。堺市登録手話通訳者対象に、触手話のできる人を育ててください。
(2) 手話講習会のカリキュラムの中に「触手話」を組み込んでください。
37. 盲ろう者が必要とする、食事に行く・買い物するなど活動すべてに、手引き通訳者の派遣を認めてください。
38. (1) おでかけ応援バスカードを65歳以上の盲ろう者が乗車した時に、手引き者にも適用できるように考えてください。
(2) 各区役所に触手話（手話）のできる人を常駐させてください。
39. ろう重複障害者が安心して生活できる暮らしの場を整備してください。
ニーズに対してグループホームが足りません。年に2か所に堺市から市独自の整備加算が出ていますが、ろう重複障害者を専門的支援するグループホームが整備できるようにしてください。
40. 福祉人材確保が困難な中、サービスを利用したくても利用できない実態があります。利用できたとしても、手話のできる人材が不足し、ろう重複者が安心してサービスを受けられない実態があります。この実態を把握し、手話のできる職員の配置が必要な事業所に加算をつけてください。
また、事業所向けに、指定事業者・施設に対する集団指導の案内通知等で、「手話講習会の案内」を同封して送付してもらっていますが、事業所が受講状況を調査し、手話のできるヘルパーのいる事業所の情報を早急に提供してください。
41. NPO堺障害者団体連合会への助成金を復活してください。また、堺市ろうあ者福祉協会が採用している事務員の人事費への補助をしてください。

建設委員会審査分

42. 各駅のホームや列車内に、列車の緊急時の運行状況やその他の情報を聴覚障害者にもわかるように、電光掲示板の設置と活用をJR・各私鉄に働きかけてください。
43. 最近、駅が無人化され、聴覚障害者は大変困っています。すべての駅に人を配置してください。当面の間、聴覚障害者が対応できる方法を考えて、JR・各私鉄に働きかけてください。
44. すべてのバス停に屋根を取り付け、バスの運行状況がわかるようにソーラー式電光掲示板をつけ、暗闇でも停留所の場所がわかるようにしてください。

文教委員会審査分

45. 堺市内の図書館や小、中学校、高等学校の図書室に手話の辞書、手話関係の本やDVDを置いてください

受理年月日 令和元年8月5日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区

泉ヶ丘プール地を残す有志の会

代表 前 川 賢 司

近畿大学医学部及び附属病院の移転について

—「田園公園の売却」に断固反対します！—

陳情の内容

近畿大学医学部及び附属病院の移転については、今まで幾度も陳情書を提出し回答を頂いていますが、地域に対する説明会においても地域住民の疑問や要望に対して堺市の見解が明らかにされていますが、残念ながら地域住民の「都市公園は売却しないで欲しい」という強い要望は聞き入れられず、疑問点についても全く解消されず、田園公園周辺住民の怒りは日増しに増すばかりです。

特に、住民に何の説明もなく都市公園の売却が決定された事につきましては、住民と共にという「まちづくり」の大原則が無視され、結果として公園周辺住民の住環境に多大な影響を及ぼすことから看過出来るものではありません。

堺市は、地域住民の声を謙虚に受け止めるべきです。市民に寄り添い住民と共に「まちづくり」を行っていくという基本に立ち返るべきです。行政は、近大病院のためだけにあるのではなく、広く市民のために存在するものです。

今回、この計画がこのまま推進され、都市公園が売却された場合、私たちは司法の場で客観的な判断を求める所存であり、地域住民の間には「訴訟も辞さない！」という声が確実に地域に広がっています。

私達は、近畿大学医学部及び附属病院の堺市泉ヶ丘地区への移転に対しては、何がなんでも反対ではありません。地域住民からも、ビッグバン横地（泉ヶ丘公園予定地）に病院・病棟のみを建設し、府営三原台第1住宅跡地に医学部（キャンパス）をという代替案も出ています。それにも関わらず堺市は地域住民に何ら説明する事無く、住民の憩いの場である都市公園の売却を独善的に決定

し「都市公園だけは残して欲しい」という地域住民の声を無視し、計画を進め、市有地の売却について議会の承認を求めようとしていますが、このような地域住民を犠牲にした都市公園の民間への売却について私達は断固反対します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

- いかに地域住民を無視した施策であるか、特徴的な時系列を明記します。

平成22年5月、「泉北ニュータウン再生指針」（以下再生指針）が策定されています。この中では「ゆとりある郊外居住を実現するまちとして、良好なまちなみや緑豊かな住環境の整備をはかる」「泉北ニュータウンに居住する住民や自治会、NPO、事業者、大学、行政等が、知恵を出し合い、力を合わせてまちづくりに取り組むための体制を構築する」との基本方針が明記されています。

平成23年3月に策定された「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」（以下活性化ビジョン）では、「眺める“みどり”、憩う“みどり”、遊ぶ“みどり”的存在は、他の駅前地域では望めない、優れた特徴となっています」「市民、事業者、行政等、泉ヶ丘駅前地域に関わる者が…活性化に向けての課題や目標を共有し、共に行動していくことが必要である」「駅前地域には診療所機能、周辺には急病診療センターや複数の総合病院が立地する等、医療機能が充実している」と明記されています。私は、「再生指針」や「活性化ビジョン」の方針を信じて三原台の地に住んでいます。

平成23年7月に、当時の塩崎近畿大学医学部長は、医学部同窓会報第10号で「新たな場所への移転も考慮しましたが、1,000床の病院の移転には医療圏を考慮すると、解決困難な難しい問題が多くあり、この大阪狭山市で建替えとなります。」と明言しています。

しかし、この医学部長の発言を覆すかのごとく、平成24年4月に近畿大学は、医療圏を越えて堺市へ移転する事について大阪府に相談をしています。因みに、この時の近畿大学理事長は世耕経済産業大臣です。

平成25年7月22日、大阪府及び近畿大学は、初めて堺市に田園公園の売却を打診していますが、全国的にも前例のない都市公園の売却にも関わらず、堺市はその場で「堺市にとっても良い話である」と即答しています。

その翌日には、泉ヶ丘地区への近大病院移転を想定した事業効果や建設費等の調査の起案を行っていますが、地域住民に対する住環境の変化については、今まで調査された形跡が無いと共に、具体的な景観変化についても、公園周辺住民に堺市から何の説明もなされていません。

以降、平成26年7月の三者協定締結までに20回を超える打合せ等が開催されていますが、近

畿大学は、平成25年9月12日、平成26年1月29日、同年3月17日の打合せにおいて、土地の無償譲渡を求めていた事が明らかになっています。また、平成26年3月17日の打合せ会（近畿大学・大阪府・堺市）において、近畿大学は「有償にしても減額の余地は残るのか」と発言しています。併せて、同打合せ会で「土地の無償の話は、大学側からアプローチしないと話が進まない」という堺市の発言にいたっては、市民の財産を軽視する事、極まれりという感があります。

平成25年12月26日、大阪府から、狭山病院を閉院し、堺に病院を統合する事について、初めて大阪狭山市に報告がなされました。宮崎大阪狭山市副市長は、「それまで一切移転について事前の相談というものは近畿大学からありませんでした」と平成26年6月の議会で明言しています。現在開設地の大坂狭山市に何の相談も無く、近畿大学は移転の計画を進めました。

平成26年1月15日、朝日新聞に「近大病院、堺に移転へ」との記事で、泉ヶ丘駅周辺への近大病院の移転報道がなされました。

平成26年7月16日、大阪府・堺市・近畿大学の三者により、府営三原台第1住宅地及び都市公園である田園公園等の一部を近畿大学に有償譲渡する協定が締結されています。泉ヶ丘プールも田園公園駐車場も田園公園の一部です。

平成26年8月、「府営三原台第1住宅」が、移転用地となった事から一部廃止から約176億円の税金を使い建替えに変更されていますが、ご存知のとおり税金が既に執行されています。この住宅は、耐震性に問題が無く一部廃止だけで良かったものです。

平成27年1月、「活性化ビジョン」が改訂されました。

近大病院の移転は、「活性化ビジョン」の「教育・健幸コア」と合致するものと、堺市は幾度も説明していますが、改訂版は近大病院の移転が決まってから、近大病院移転に合わせて作成されたものです。

私達は、「緑を大切にする」という初版の「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」や平成22年5月に作られた「泉北ニュータウン再生指針」の精神を信じ、堺市の約束を信じてこの地に居を構え終の棲みかとしています。

平成27年2月、ドクターズアテンション（2015年2月号）で、当時の奥野近大附属病院長は、「泉ヶ丘駅前は医療圏が変わりますから、個人的には到底無理だと思っていた。今の附属病院のハンディキャップは電車の駅からバスやタクシーで来なくてはいけないというところ」と語っています。また、同じ紙面で、塩崎近畿大学学長は「病院の方は大仕事で、莫大な費用もかかります。それを借金無しに進めていこうと思っている。」と発言しています。

平成27年7月1日、医学部同窓会報第14号で、伊木医学部長は「この節目の年に大きな決断をしました。それは、附属病院（大阪狭山市）と堺病院を統合し、医学部キャンパスを泉ヶ丘駅前に新築移転するとの決定です」とし、医学部・附属病院移転事業等へ50億円を目標とし平成

27年7月から募金を呼び掛けています。近畿大学の決定に従い堺市や大阪府が動いているかのようです。

平成28年12月7日、m3.comのインタビューに伊木医学部長は「大阪狭山の地での建替えも検討しましたが、病院を使い続けながらの工事は難しく、工期も非常に長くなります」と答えています。大阪医科大学は、5年計画で現在地の8.8ヘクタールの敷地内に附属病院の建て替えを進めています。因みに、大阪狭山の近大病院の敷地は約27ヘクタールです。

平成29年8月、泉ヶ丘プールの代替プール建設を含む原山公園の再整備に47億円の税金が使われますが、既に一部は執行されています。これも、「今回の泉ヶ丘プールの移転の検討に至ったのは、平成26年7月に三者協定を締結したことによるもの」と平成27年3月の堺市庁議で建設局長が明言していますが、府営住宅の建替えと同様、病院移転に対する厚生労働省の同意や堺市都市計画審議会の承認が出る前に決定し、税金を執行しています。

平成29年8月19日、堺市が初めて公園周辺のマンション住民に都市公園の売却を説明していますが、三者協定締結後3年を経過しての説明会の開催というのは、常識では考えられない事です。公園周辺住民からは「市民への背信行為」という声があがっています。

平成29年11月頃、近大病院の移転が、厚生労働省指針（二次医療圏越えの要件）の5項目を適用する事から、「医学部併設の特例」を適用する方向に変更されています。不可避性が明記された指針5項目の適用が難しいから、今度は「医学部併設の特例」をというもので、理屈が後から付けられています。

平成29年12月、近畿大学は、大阪狭山の地に300床の分院を残すという、これまでの約束を反故にし、附属病院の閉院を発表、古川大阪狭山市長は「誠に遺憾で強い怒りを覚える、到底容認できるものでない」と怒りを表明しています。

平成30年5月、近畿大学から大阪狭山市に「近大狭山病院の経営移譲を軸に跡地での医療確保に努める」との回答が出されました。今日においても、大阪狭山市の病院の規模や機能等を含めた具体策が明らかにならないまま移転計画が進められています。

平成30年8月、「堺市、近大医学部の開設により年間114億円の経済波及効果」という記事が泉北コミュニティに掲載されましたが、片や、大阪狭山市の打撃は大きく「狭山を犠牲にしている」という声があがっていますが当然の事です。

平成30年10月31日、南河内医療協議会に続き、堺市医療協議会でも近大病院の移転計画が承認されましたが、委員から「はっきり言って、この会議が全部無駄になるような気がして悲しくなってくる」との発言がありました。また、先に開催された堺市医療・病床部会でも、委員から「今日までの地域医療構想の論議がいかに無駄なのか」「その制度（医学部併設の特例）には目的がある。今回は目的外使用である」と怒りにも似た発言がありました。

平成30年11月2日、大阪府医療審議会において近大病院の移転計画が承認されました。この

承認には、「大阪狭山の跡地における医療機能（病床数等）の検討に際しては、南河内二次医療圏のみならず、堺市二次医療圏における地域医療構想や医療計画との整合性を踏まえること。特に大阪狭山市における今後の地域医療体制の確保に努めること」等、異例の附帯決議が附されていますが、今回の医学部と附属病院の同時移転については、大阪府医療計画との整合性は全く無いと言えます。

平成30年11月17日、堺市が開催した三原台校区住民説明会で、都市公園潰しに住民が猛反発した記事が12月6日付けの泉北コミュニティに掲載されています。

平成30年11月、大阪府が厚生労働省に「再編計画」を提出し、近大病院移転に対し特例適用等の協議を開始しています。この再編計画には、「現地建替えが出来ない」との文言が含まれていますが、「再編計画」で述べられている医療機能等については、基幹病院がどの地にあっても担うべき事項でしかありません。

平成31年4月8日、厚生労働省が「近大病院の再編計画」に同意しています。今後、堺市が近畿大学の病院開設願いを受け、大阪府との協議を経て病院開設許可を出してゆく事が予想されますが、二次医療圏を越える移転は、医療法及び医療計画等との整合性が無ければ医療行政の公平性が損なわれます。

なお、参考ではありますが、平成17年9月8日に出された最高裁小法廷の「指宿事件上告判決（判例時報1920号29頁）」は、病床過剰地域に対する病院開設申請に知事が、病院を開設しない勧告した事を前提とした判例です。今回の近大病院の移転については、この最高裁の判決との整合性がありません。

令和元年7月16日、堺市都市計画審議会において、南部大阪都市計画公園（田園公園等）の変更が付帯意見を付けながらも承認されました。

以上が今までの大まかな経過ですが、「近大病院移転ありき」で、住民の声が無視されたまま計画が進められて来た事は明白です。堺市には、地域住民に寄り添う姿勢が全くありません！

今日までの時系列を踏まえると、近大病院移転計画が公園周辺住民に何の説明も無く進められてきた事は明白ですが、「地域の活性化のため」「法の範囲内」であれば、何をしても良いという見解を堺市は変えるつもりは無いのか、堺市の見解を改めて明らかにして頂きたい。

2. 平成31年3月18日の陳情の審査結果報告で、平成29年8月19日（ガーデンハウスエスタシオン）及び同年8月20日（ウィズグラン泉ヶ丘）の説明会において、基本協定締結後、地域に対する説明までに時間を要したことについて冒頭の挨拶で謝罪の言葉があったが、平成30年11月17日の三原台校区全体において、なぜ謝罪の言葉がなかったかの質問に対し、堺市は、「平成30年11月17日の三原台校区全体説明会においては、“なぜ三者協定前に住民説明がなかったのか”とのご質問に対する理由のご回答を申し上げたものであり、場所によって発言内容を変え

たものでない。」との回答を頂いています。しかし、本来、謝罪の気持ちがあれば会議の冒頭挨拶で詫びるのが常識です。

改めて、三原台校区全体説明会の冒頭の挨拶で何故、謝罪の言葉がなかったのか、堺市の回答を求めます。

3. 都市公園周辺住民に対し、病院・病棟等の正確な階数も示されず、具体的な景観の変化も住民に提示出来ていません。転売防止策すら具体的な内容が地域住民に明らかになっていない状態で、近大病院移転に理解を求められていますが、どう変わるか分からぬのに理解しろと言われても理解のしようがありません。

余りにもおかしい事が多過ぎる今回の近大病院の移転について、このまま計画が進められた場合、司法が弱者に寄り添う事を信じ訴訟も視野に入れ第三者の客観的判断を求める決意です。

「主権在民」「健康で文化的な生活」を基本とした憲法の精神が踏みにじられています。「民主主義」という言葉が空虚に聞こえます。

「堺市」が市民に寄り添わず、「議会」は行政へのチェック機能を果たしていません。公正なジャッジが求められる「審議会」や「協議会」でも「近大病院移転ありき」で「泉北らしさ」や「三原台らしさ」が軽視され、結果として公園周辺の住環境に大きな影響を及ぼす事は確実です。何度も申し上げていますが、田園公園（三原台）は泉ヶ丘公園予定地（商業地域）と違ひ「住居専用地域」です。

なぜ、堺市は、真面目に一生懸命生きている人々から、一方的に憩いの場である都市公園を取り上げるのか。再度、堺市の見解を求めます。

建設委員会審査分

4. 都市計画変更においては、説明会・公聴会の開催を経て、堺市都市計画審議会（都計審）の議を経る事となっています。

厚生労働省の同意が無い時点で説明会が開催され、公聴会の日程が決まっています。厚生労働省の同意が出たのは本年4月8日です。

特に、先月の3月17日に開催された公聴会に向けての説明会では近畿大学が、奈良県立医大が病院から離れた場所にキャンパスを開設する件について「（キャンパスの）開設から少し経ったところで、機能性に不具合が出ていると聞いている」との虚偽の説明を行っています。奈良県立医大のキャンパスは、平成33年完成予定で今は未だ更地です。

加えて、質問者の「政令指定都市では独自に医療計画を作成できる」といった不正確な意見に対し、堺市及び大阪府から何のコメント（訂正）もなされていません。病床過剰地域では、いくら権限を移譲された政令指定都市であっても、独自で一床たりとも増床する事は出来ませ

ん！

説明会終了後に、発言出来なかった多くの住民が堺市や近畿大学に詰め寄っていた事に住民の怒りが象徴されていましたが、堺市は、今日までの住民の都市公園売却反対の声をどのように受け止めているのか。

併せて、公聴会では公述の半数以上が反対であったとともに、縦覧を経た意見書の全てが都市計画の変更に反対であったにも関わらず、その事が堺市都市計画審議会で十分に論議されていません。公聴会の意見が都計審に十分に反映されず、都計審でも都市の将来像や市民生活への影響が論議されないようでは、公聴会や都計審の意義が無いと考えるが、堺市の見解を明らかにして頂きたい。

5. 地域住民からは、住民の憩いの場である都市公園を残すため、代替案として泉ヶ丘公園予定地に病院・病棟を建設し、府営三原台第1住宅跡地に大学（キャンパス）を配置することも提案されていますが、堺市は近畿大学の求めに応じて住宅地にある都市公園の売却を決定しています。堺市民の共有財産である土地（都市公園）の売却が絶対に避ける事が出来ないのか、議会での十分な論議を求めます。堺市には、市民の共有財産を守る義務があるはずです。

併せて、今まで明らかにされていなかった都市公園の売却価格が、市民に開示されないまま議会に付議されようとしています。売却価格が妥当であるのか、その根拠はどこにあるのか、その積算根拠は適正なのかが十分に検討され、少しでも堺市にとって合理性を欠くものであれば、市民の利益を守るために、市民の代表という立場の議会において毅然と否決されると信じますが、堺市においても議会に対し全ての情報を開示し、議会において市民が納得できる論議が行えるよう取り組むことを求めます。堺市の見解を明らかにして頂きたい。

受理年月日 令和元年8月13日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺障害者児団体連絡協議会

代表幹事 千 田 勝 夫

堺市中区

頼 田 京 子

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

昨年度は、大阪府北部地域での地震や台風21号の被害など、自然災害がいつどこにでも起こり得ることをあらためて実感させられました。障害のある人にとっての「防災」・「減災」のための知恵と行動はあらゆる住民の「減災」につながると考え、今後とも行政と一緒に当事者・市民の主体的な活動が必要と考えます。しかし、より大切なことは障害者・家族が「一人ぼっち」にならず、人とつながり、つねに社会参加や地域との交流ができていくことです。そのような地域づくりを切実に願います。

堺市の障害者長期計画の基本方針にある「ライフステージや障害特性等に配慮した途切れのない支援、個人を尊重した支援の展開」が、必要とするすべての障害のある人に保障され、「生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」をめざして、最も困難な人が支援からもれることなく、輝いて暮らせることを強く要望し、以下の項目についてのご検討をよろしくお願ひいたします。

＜陳情事項＞

市民人権委員会審査分

1. 災害時の対応について

昨年は、大阪北部地震、台風21号により堺にも大きな被害がありました。今まで以上に市民の意識が高くなつたと思います。

昨年度は障害者と防災についての自治体アンケートにご協力ありがとうございました。

堺市では、避難所整備や避難訓練において要援護者への配慮を「地区防災計画」で進めておられます。特に浜寺4校区合同の津波避難訓練は7回継続されています。しかし、どこの防災訓練でも私たち障害者児の参加はまだまだ不十分でした。障害者と家族が自助・共助ができるような公助を推進し、堺市として、各行政区でも具体的な対策を進めてください。

(1) 『防災訓練』

障害者児にとっては自分の命を守る・避難所へ行く・避難所で多くの人と生活をする等の『練習』が必要です。

自主防災組織と地域が連携し、障害者児も含めて、避難だけでなく、避難所訓練ができるようにして下さい。

(2) 『避難所としての学校』

避難時、学校の教室やトイレ・備品などを使用したり、授業再開までは校長や教員の方々に協力して頂く必要があります。特に避難している子どもたち、支援学級の子どもにとって、先生の言動はとても重要です。教育委員会と障害者児の団体・家族、自主防災組織が話し合える場を持って下さい。

(3) 『福祉避難室』

障害児や集団の中では落ち着けない障害者・医療ケアが必要な障害者児にとって必要であることの理解を地区防災で進めてください。

(4) 『トイレ』

安心して使えないと、障害者児と家族は避難所に行けません。

障害者用トイレやマンホールトイレの障害者用の整備と共に、知的障害者児が支援者と共に利用すること・ストーマ使用者等利用についての理解と啓発を地区防災で進めてください。

(5) 『福祉避難所』

指定避難所では過ごせない多くの重度障害者児にとって必要です。国は福祉避難所を二次避難所と決めていません。堺市では協定を結んでいる福祉避難所を一次避難所として開設できるよう進めてください。

(6) 『在宅避難』

「避難所へ行きたくても行けない」障害者児の当事者と家族が、自宅避難していても必要な支援・物資配給が受けられるように支援体制を整備して下さい。

(7) 『要配慮者支援リーダー』

障害者の視点で避難所運営や地域の防災を進めるために『要援護者支援リーダー』の養成を進めて下さい。ビッグアイで毎年行われているリーダー養成講座に多くの市職員や自主防災組織員が参加して下さい。

健康福祉委員会審査分

2. 次の事を国に要望するとともに、堺市として検討してください。

- (1) 高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな障害福祉サービスの利用料の発生と利用料負担について、国（厚生労働省）との基本合意文書の中に「収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害者本人だけで認定すること等に対して、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上でしっかりと検討を行い対応していく」としているにも関わらず、いまだ対応していない状態が続いています。堺市からも基本合意を踏まえた検討を行うよう国へ要望してください。配偶者の収入が課税されたとたんに負担が生じますが、課税されるようになったからといって経済状況が豊かになるわけではありません。障害者サービスは、「社会参加の場」「働く場」「交流の場」としてとても重要な場所です。家族に遠慮しながら障害福祉サービスを利用しなければならず、また利用料がかかることで利用したくても利用できない状況の人も少なくありません。現在、堺市内の中途障害者の方たちが利用している麦の会作業所では利用者の1割の方が利用料を払っています。誰でもが制限することなく利用できるような福祉サービスになるように、国が見直すまで堺市独自の制度を作ってください。
- (2) 障害者が将来に渡り、自立して安定した生活ができるために障害基礎年金の引き上げを要望して下さい。
- (3) 生活保護の切り下げがないように要望して下さい。
- (4) 食事提供加算を無くさないで下さい。健常者と同じように食事を摂れない障害者には、配慮された食事提供は不可欠です。安全安心な食事ができることは健康を守り、生きていく基本となります。
- (5) 障害のある人が65歳になっても、これまでの支援の質と量を継続し、生活を維持できるようにしてください。障害特性および支援のニーズを十分に把握し、機械的な介護保険への切り替えはしないでください。
- (6) 福祉職場での人材不足は継続して深刻な問題となっています。福祉には、職員の専門性、経験の蓄積、継続性が求められます。安心で行き届いた支援がおこなわれるよう、待遇改善のひきつづきの継続と改善を国に要望するとともに、堺市として保育分野なみに高齢福祉や障害福祉分野においても、具体的に人材を確保できるような求人システムや就労を支援・促進するような制度の創設などの対策を図って下さい。

(7) 国は2015年に視覚・聴覚言語障害者支援体制加算対象を共同生活援助（グループホーム）にも拡大しましたが、算定の基準が事業所毎での視覚聴覚障害者の割合での算定である為、非常に活用しにくい制度です。住戸単位での算定ができるように国の基準緩和を求めていただくとともに、堺市として独自の加算を創設して下さい。

3. 暮らしの場の整備について

(1) グループホームを希望する誰もが、すぐに入れるよう、数多くのグループホームをつくって下さい。障害の重い人が安心してくらせるよう、空間やハード面での制度創設や機能強化、人員配置増を図ってください。とりわけ強度行動障害の人が安心して暮らしていく場がなく（グループホームどころか入所施設もない、ショートステイからも受け入れられないなど）、家族任せや精神科入院などの厳しい実態にあります。

グループホームに対する地域とのコンフリクト問題については、地域移行として地域での受け入れを促進していくよう、地域への理解や啓発の支援をお願いします。

(2) 誰もが安心して暮らし続けていく生活の場の選択肢を広げてください。既存のグループホームのバリアフリー化などの補助金制度を創設してください。グループホームの住み替えや新たな暮らしの体験の機会としても活用でき、その後の暮らしが継続できるような場をつくって下さい。

(3) 障害者の高齢期の生活をささえる「終いの住処」としての暮らしの場をつくってください（特養的要素をもつ、あるいは、建物の完全バリアフリー化、医療との連携、スタッフの充実など）。

実態での在宅率の高さから見て予測される高齢化などのニーズの増大に応えていくようある程度の規模の大きさや空間の広さを持った暮らしの場をつくってください。

(4) 日中サービス支援型共同生活援助は、より障害の重い人が安心して暮らしていくグループホームとして、また多様なニーズにこたえられるグループホームとして、堺市としての機能強化を図り設置を促進してください。制度として協議会の場を設置することが条件ですが、緊急度に合わせてすみやかに利用できるようなシステムをつくってください。

4. 地域生活を支える拠点づくりについて

第4期障害者福祉計画において地域生活等支援拠点は整備済みとしていますが、現状では、不十分な実態も多く、真に地域拠点として機能していくような面的整備の充実を進めてください。地域生活支援拠点に「入所機能（暮らしの場の機能）」を持たせることの有用性・重要性を検討してください。豊中市にある複合型（1階に日中活動サービスと一人暮らしの訓練機能、2階に障害者支援施設とショートステイ、3階に特別養護老人ホーム）は、地域拠点として活用しやすいと思われることと2階の入所機能は通過型であることも地域拠点の機能の特徴であると思われます。親の突然の体調変化などによる家庭介護の危機による突然の緊急対応が、ショ

ートステイ機能で対応できたとしても、その後のご本人の生活の安定のための暮らしの機能が必要です。現状ではそれが「ロングショート状態」という脆弱な形で生活を送り続けている実態があります。ロングショートの期間のご本人の医療や健康維持（服薬・定期通院や突発的な通院）や衣服管理、整容、余暇などの人権に関わる支援が保障できない状況もあります。そのような状況を責任をもって支援でき、その後の暮らしの場をつなげていけるような、真の地域支援拠点をつくってください。

5. ショートステイについて

予約電話がなかなかつながらず、希望の日の予約がとれない実態があります。ショートステイを増やしてください。強度行動障害やてんかん発作の多い人や重介護の人が断られることのないよう、ショートステイ事業への機能強化の拡大を図ってください。

緊急時には必ず利用できるように施策をつくってください。

6. ヘルパーについて

一人ひとりに合った支援が必要な障害者児が地域で安心して暮らせるためには、専門職であるホームヘルパー・ガイドヘルパーの存在が重要です。

今年度、長く私たちが求めていた「2人対応が必要な場合の2人分の支給時間の給付」を実現してくださり、ありがとうございます。これからもひとつひとつの実態を共有し、解決に向けて前進して頂きたいと思います。今後も制度の柔軟な運用を図ってください。また人材確保や育成もおこなってください。

(1) 『同性介護』を確立できる具体策をとってください。

障害者児は男性の割合が多いにも関わらず圧倒的に男性ヘルパーが足りません。体が大きくなったりした男性障害者児は女性ヘルパーでは対応しきれません。特に外出先での静止には無理が生じます。居宅介護での排泄・入浴介助等は同性介護でなければ人権に関わります。特に女性の介助に男性が入らないでいるように人材確保できるようにしてください。

(2) 『手話ができるヘルパー』を増やして下さい。

聞こえない、聞こえにくい世界の理解、知的障害との重複の理解も必要です。研修共に体験を積み重ねる機会として、ヘルパー研修に手話研修を入れてください。盲ろう、ろう盲へ対応できるヘルパーも熟練できる機会を増やしてください。また通訳者との同伴による支援も考えられますので、通訳者の養成を積極的に行ってください。

(3) ヘルパーや介護保険のケアマネは、障害特性や支援制度、疾病（てんかん・難病等）については系統的に学ぶ機会が必要です。実際に支援を行うヘルパー自身が学べる研修を堺市主催で開いてください。虐待防止研修も多くのヘルパーが受けられるような工夫を検討してください。

(4) ヘルパーが当事者との信頼関係を構築し、経年的変化に沿って支援を継続するためには、

辞めないで長く働き続けられることが大切です。しかし、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の介護職は、一般職に比べて10万以上低い賃金となっており、離職率も高い職種です。専門職として充分な待遇に引き上げられるよう報酬単価の見直しを国に要望して下さい。具体的な『人材確保できる求人システムと人件費補助制度』を堺市として創設して下さい。

- (5) ガイドヘルパーの利用時間を1ヵ月50時間に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。

とくに行楽シーズンでは利用が多く足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願ひいたします。

- (6) 『中軽度でもガイドヘルパーが必要な障害者』はヘルパー分の交通費を無料にして下さい。

「ひとりでは行動できない、支援を必要としている」からガイドヘルパーが同行にしています。

中軽度の障害者は2級年金者（1ヵ月65,000円未満）がほとんどで、2人分の交通費を支払うことは社会参加を妨げています。

ひとりで通院することができない中軽度の障害者は、2級年金の中から医療費負担3割に加え交通費2人分を負担することは受診抑制となり、病気を重篤化させます。

7. 余暇の充実について

放課後等デイサービス事業が広がり、障害のある子どもの夕方支援や家族の就労を支えていますが、障害のある人が成人し、日中事業所等に通所すると、夕方支援がなくなります。地域生活を継続していく上で、障害のある大人の夕方の居場所づくり、夕方や休日の余暇支援の充実が求められます。特に重度の障害者は地域活動支援センターに通う時の送迎問題で活用ができません。家族の就労支援と合わせて、重度障害者の余暇や夕方支援の施策を進めてください。

8. 交通費の減免について

- (1) 障害者は年金など限られた収入の方が多く、交通費は大きな負担です。障害の程度にかかわらず、障害者の社会参加を広げる観点から中軽度の人にも公共交通機関の費用を減免してください。

- (2) 障害の中軽度の人でもヘルパーによる移動支援が必要な人には、重度者同様公共交通費のヘルパー分を無料にしてください。

- (3) 日中の事業所に自力通所している人に「通所交通費補助制度」を創設してください。「自分で交通機関を使って通いたい」という自己立の願いが、経済的には両立しない事態があります。

9. 医療について

身体・知的・精神・難病の障害だけでなく、疾病からの合併症、障害からの二次障害、高齢化による成人病、長期薬服用による副作用など、障害のある人にとって医療は一生不可欠です。また、小児科から成人の診療科への移行は難しい状況です。成人の障害者の親は高齢化し、介護力も下降しているにもかかわらず、医療は親にはほぼ依存状態で、親が病院に連れていくないと受診もできません。入院時は付き添い・個室が条件とされて、場合によっては24時間の付添いを余儀なくされ、身体的・経済的・精神的にも負担になっています。

今後、障害児者の地域生活には、障害特性に配慮された環境や理解のある対応などの合理的配慮と、親でなくても通院手段を確保し、安心して通院や入院ができる社会的支援が必要です。また、生活施設やグループホームにも緊急時に応じてくれる医療体制が必要です。

- (1) 障害者医療について健康医療推進課との話し合いの場を継続して持つて下さい。『障害者医療について相談できる部署（窓口・担当者）』を健康医療推進課の中に作つて下さい。
- (2) 言葉で伝えられない障害者児や、緊張・不安の強い障害者児にとって、受診・検査・治療・入院は非常に難しいです。恐怖・不安・緊張から嫌がっているように見えても、治療そのものを拒否しているわけではありません。本人の気持ちを支える粘り強い支援と多くの体験によって見通しがつき、受け入れられる痛みの幅が広がり、治療できるようになったケースが多くあります。

一方で「障害が有る無しに関わらず医療は拒否しない」となっていても医療機関から障害を理由に診療拒否されることがたくさんあります。障害者児が当たり前に受診でき、治療が受けられるように、医療機関側の理解が進む具体策を図ってください。

- (3) 先ずは堺市立総合医療センターで『障害者医療』を確立し、障害を持つ堺市民が安心して必ず受診ができるようにして下さい。
 - ① 「不安から大きな声を出してしまう」「おとなしく待てない」障害者児が安心して受診できるように、予約時間帯の調整や待合室の別室化等の工夫を進めてください。
 - ② 母子医療センターと連携し、20才を越える障害者児が地域の医院への移行を進められるように、堺市立総合医療センターで受け入れ、ネットワークを通じて医療機関を推薦していって下さい。
- (4) 障害者が堺市で安心して暮らせるためには、障害者の生活施設（ショートステイやグループホーム）にも医療提供・医療連携が必要です。堺市医師会・堺市立総合医療センター・健康福祉プラザが連携して「障害者医療の拠点」となって下さい。また、看護協会とも連携してください。
- (5) 「緊急時対応事業」で医療ケアが必要な障害者には『ベルデ』を対応事業所に加えて下さい。
- (6) 堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の支援ニーズは多様化しています。今

までヘルパーを使ったことの無い障害者が入院しても親は介護力が低下して、付き添いができないケースが増えてきました。日中の施設職員やグループホームの世話人が入らざるを得ない場合も『当事者の介護に精通する者』として対象に加えて下さい。京都市や横浜市は認めています。

また、ヘルパー事業所との連携で同行を通して引き継ぎをし、支援ができる人を増やす手立てをとってください。

(7) 泉ヶ丘（三原台）に移転が決まっている近大病院においても障害者医療が構築できるように堺市から申し入れて下さい。

(8) 検査・治療の意味を理解できない、不隨運動で身体が勝手に動いてしまう、感覚過敏で触れられることが苦手な人でも、適切に対応して検査や治療をしてもらえる病院・医院、特に耳鼻科・眼科が増える具体策をとってください。

『発達障害医療連携事業』をきっかけに知的・身体・精神・難病の人たちが安心にして医療を受けられるようにしてください。

(9) 中度・軽度の障害者は基礎年金2級（1ヵ月65,000円未満）で生活しています。医療費は3割負担。交通費割引もありません。持病があり継続して治療が必要、加齢から白内障で眼科や腰痛で整形外科が必要な障害者が増えてきました。家族介護力の低下で通院も治療費支払いも入院も困難な状況が増えています。障害者医療費助成制度を中心・軽度まで広げてください。

10. 『民生委員による避難行動要支援者の訪問調査』

障害者児が地域で暮らし、災害時に命を守るために行動をする、在宅避難でも必要な支援が届くためには必要です。

しかし、昨年の地震や台風のあと、高齢世帯にはあった、という自治会や民生委員からの安否確認は障害者児の家庭にはありませんでした。災害後でもいいのでどんなことに困ったかを知ってもらうことは支援の方法を把握できます。

- (1) 全校区で訪問調査を行い、安否確認を行うようにしてください。
- (2) 民生委員の方々の障害者児理解を促進してください。
- (3) 現在対象外となっていても「支援が必要な障害者児」はリストに載せ、訪問調査を行って下さい。

11. 『災害時医療連携』

日常から医療が必要な障害者児は、災害時医療ケアを受けられるか、必要な薬を得ることができるかで生死が分かれます。特に難病、1型糖尿病、透析患者の場合は行政の手が届く前に命を落とす危険があります。災害初期から広域での医療支援が必要です。

12. 『ヘルプマークとヘルプカード』

ヘルプマークとヘルプカードを障害者児だけでなく、地域の人たちがまだまだ知りません。災害の「ゼロ次の備え」として必要な情報を常に持つておけるように配布し、当事者・地域ともに広報、啓発をしてください。

13. 『災害時個別計画』

障害者児にとってその家族にとって、災害時は不安要素でいっぱいですが、日常で個別計画をたてることで、安心できることや準備するべきことが見えてきます。

全ての障害者児に必要な個別計画がたてられるようにしてください。障害福祉サービスの更新時などに、「安心の第1歩」の「ダイジェスト版」のようなものを配布していただき、啓発に努めてください。

14. 計画相談について

情報の少ない障害児者の家族にとっては、計画相談事業を探すにしてもつながりがなく、断られるとそのまま次を探すことが困難です。必要な人すべてが計画相談につながっていくようなシステムをつくってください。

15. 日常生活用具・補装具について

知的障害の場合でも、身体機能や精神的な要因により、紙おむつ対応が必要な時期があるのが実態です。中には経済的に大きな出費の場合もあります。医師の診断などに基づき、日常生活用具の対象としてください。もしくは何らかの補助を検討してください。

16. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間24枚（往復12回分）をせめて48枚に増やしてください。「移動障害者」と言われる視覚障害者にとってはこの枚数では安全に日常生活をおくことができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも一度に複数枚利用できるよう柔軟な利用を検討してください。

17. 就学前の児童発達支援センターについて

- (1) 療育水準を低下しないよう、園児対保育士（児童指導員を含む）の比は、正規職員で3：1を厳守し、また長く子どもと関わるように適正な職員配置をお願いします。
- (2) 通園バスは園児にとって安全かつ負担の少ないよう、バスの台数増加ができる運営予算を捻出してください。
- (3) 医療型児童発達支援センターの単独通園を増やしてください。また、単独通園の日数増加に伴い、子どものリハビリの回数が減らないよう正規職員・看護師の増員をお願いします。
- (4) リハビリの回数増加及び専門性のある質の高いリハビリが卒退園後も継続的に受けられるよう、セラピストの増員をお願いします。

18. 放課後等デイサービスについて

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している障がい児が、放課後等デイサービスを利用できるとあります。しかし、昨今の進学先の多様化でこの規定に無い専修学校などに通っている生徒については、放課後等デイサービスを使うことはできずに、児童発達支援のサービスで利用しなくてはいけない。

しかし、すべての事業所で児童発達支援の登録をしているわけではなく、長年利用し、通いなれた事業所で、友人や職員との人間関係を長年かけて築いてきた事業所を辞め、新しい学校に通い、さらに児童発達支援登録をしている新しい事業所に通うだけの余力（新しい環境になじむのが苦手なため）がないために、放課後は在宅で過ごしている生徒が少なからずいます。こういった生徒にも放課後等デイサービスを引き続き利用できるように、事業所に対する児童発達支援事業所のすみやかな指定などの指導をお願いします。

19. 児童の生活施設について

(1) 現在、児童の生活の場が堺市にないため、様々な理由により家庭で養育できない児童が、堺市以外の入所施設で過ごしています。児童であるため施設から当該通学区域の支援学校に通っていますが、授業参観や懇談会、ケース会議など頻繁に通わなければならず、入所先が遠い場合は親の負担は多大なものになります。早急に児童の入所施設を作つて下さい。加えて高等部卒業後は、「堺市は政令指定都市なのだから、堺市の入所施設を探して下さい。」と突き放されて言われています。在宅が無理で仕方なく施設入所を決めた子どもたちです。高等部卒業後の生活の場を、堺市で責任をもつて探して下さい。当面は、遠い府外に行くことがないよう、府内の施設整備や利用促進の要望を上げていただき、合わせて堺市内での研究の具体化と実現に向けての見通しを示してください。

(2) また、中学部・高等部の思春期に親・介護者との体力が逆転し、本人の状態によっては、家庭での支援が困難になることがあります。このようなときに家族と距離を置きながら、生活の支援と教育の両方で生活の力をつけていく子どももいます。精神科への入院だけではない選択肢とともに考えていただき、障害のある子どもにとって最善の環境とネットワークをつくってください。

20. 成人のつどいについて

支援学校を卒業して地域の成人式には溶け込めない人、大勢の集団が苦手な人、行動障害や医療ケアが必要などで堺市各区の成人式には参加できない人がいます。様々な事情をもつ障害のある人が気兼ねなく参加ができ、また家族の20年間の様々な苦労を共感できる機会でもあり、作業所の職員や支援学校の先生方が心からお祝いできる『成人のつどい』はボランティアの力で途切れることなく行っています。毎年新成人が主人公となって新たな感動を生む『成人のつどい』は今年で36回目を迎えました。市長や関係部局の方々のご参加や新成人へのメッセージをお願いします。そしてこのような取り組みに補助制度を作つて下さい。

また、区役所ごとに行われている成人式に、障害者も参加しやすいよう、例えば案内状に「受け入れの環境が整っている」旨や「どうぞ安心して参加してください」という文言などを入れての参加促進のアピールをお願いします。

建設委員会審査分

21. 障害者・高齢者にやさしいまちづくりについて

(1) 区内に電車の駅がない美原区には周辺の主な（堺東、中百舌鳥、泉ヶ丘、松原など）駅までの循環バスを増やしてください。これは障害の有無に関わらず高齢者にも欠かせない重要な「生活の足」となるものです。

22. おでかけ応援バス利用（100円）を該当年齢以下の障害者にも適用してください。と同時に障害者が介助者と一緒に利用できるように介助者にも適用してください。障害者割引で利用する場合は最低110円が必要ですし、介助者を伴った場合は倍額負担となります。障害者差別解消法の観点からも改善を図ってください。

23. 私たちの切実な願いである駅ホームへの可動棚設置について、大阪メトロでは2025年度を目指とした全駅設置計画を発表されました。このことを機に他の鉄道事業者での計画が進むよう市としての働きかけを強めてください。

とくに、本年7月のユネスコ国際会議での「世界文化遺産登録」をめざす「百舌鳥・古市古墳群」（仁徳天皇陵古墳）の最寄り駅であるJR百舌鳥駅について、ホーム可動棚の設置と駅員配置を、市の責任でJR西日本に働きかけてください。

受理年月日 令和元年8月13日

幼児教育・保育の無償化について

陳情者 堺市北区
堺保育運動連絡会
会長 山部 聰

陳情の内容

日頃より保育・子育て支援行政へのご尽力に感謝申し上げます。10月から実施が予定されている「幼児教育・保育の無償化」にむけた準備でお忙しいとは存じますが、無償化実施にあたり、「給食食材費の実費徴収」「認可外保育施設等の安全性」について緊急に要望させていただきますので、円滑な実施がされるよう万全にご対応いただくようお願い致します。

<陳情事項>

1. 給食食材費の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化にあたり、これまで保育料の一部として市町村が徴収していた3歳児から5歳児（2号認定）の給食食材費の副食費（おかず代）を無償化の対象としないため、保育料から切り離し、新たな保護者負担として施設において実費徴収されると聞き及んでおります。（副食費の月額設定は国より目安は4,500円と示されていますが、最終的には各施設で設定することとなっています。）

保育の提供はお昼時をはさんだ日中の大半を占めることから、保育にとって給食はかかせないものです。このため、市町村内の各施設において給食食材費の価格がばらつくことは望ましいことではありません。また、その価格が各世帯において負担とならないようにする必要があります。

さらに、新たな実費徴収による滞納への対応含め、保育現場の負担にならないようにする必要です。

以上のことから、下記について要望致します。

(1) 給食食材費の設定が施設間でばらつくことがないようにしてください。

国の説明によると、これまで保育料の一部として副食費4,500円を徴収していたにもかか

わらず、実費徴収になったとたん4,500円よりかなり高額となる施設が出てくるのはおかしなことです。また、市町村内の保育施設整備が十分でなく、保護者の希望通りの施設選択が困難な状況にあって、必須である給食にかかる費用で高額なところとそうでないところがあるなど、ばらつきが生じることもあることはならないことです。既に市町村内の公民の施設で給食食材費を統一する動きをされているところも出てきております。主食費も含め給食食材費の設定が施設間でばらつくことがないよう市町村として配慮いただく必要があります。

(2) 給食食材費の負担軽減を行ってください。

大阪市の小学校低学年の給食費用は1回あたり227円、月20回給食があるとすれば月額4,540円となります。一方、保育は副食費だけで月4,500円（目安）なので、主食費と合計すれば小学校低学年よりも高額となります。子ども・子育て支援法の基本理念においても「子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたもの」が付け加えられていることから、給食食材費を保護者が負担するとしても小学校の給食費なども念頭におきつつ軽減することが必要です。既に都道府県や市町村において、給食食材費の独自補助を予定している動きも出てきております（秋田県、茨木県城里町、兵庫県加西市など）。また、無償化に伴い、国基準の保育料に対して市町村が独自に軽減策を講じていた財源（大阪府内の場合は平均でおおよそ3割）の一部が支出されなくなることも予想されることから、それらを活用した負担軽減の検討が必要です（私立施設分で無償化により市町村が財源を負担するのは保育料全体（副食費除く）の25%。もともとの市町村の保育料軽減が30%とすれば、2号認定の国の保育料平均額37,000円で計算すると、1人あたり約3,000円の財源が浮くかたちとなります。これらを負担軽減に使うことが可能となるはずです。）。

(3) 給食食材費の徴収が保育施設の負担とならないよう市町村の責任において徴収してください。

副食費の徴収については、これまで保育料と一緒に市町村が徴収してきました。これが各保育施設での徴収となれば、人手不足と業務の多忙化に拍車がかかり、保育者に負担が重くなるしかかることとなります。学校給食においても、教職員の負担軽減のために学校現場での徴収をやめて行政が徴収する方式（公会計化）がすすめられています。国も私立施設での滞納への対応については市町村のかかわり方を示しつつ、児童手当法に伴う徴収方法（内閣府2019年5月30日都道府県等説明会「資料23」8頁）や私立施設から市町村への徴収の業務委託手法（文部科学省「認定こども園制度に関するQ&A」平成20年「回答9」と平成18年「回答53」）などが紹介されていることから、これら有効な手法を検討のうえで、できるかぎり市町村の責任において保育施設の負担とならないような取り組みが必要です。

2. 認可外保育施設等の安全性について

認可外保育施設については、当面5年間は経過措置として認可外指導監督基準（以下「指導

監督基準」)を満たさない劣悪な施設も無償化の対象とされています。しかしながら、市町村において、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項による条例を制定すれば指導監督基準を満たさない施設を排除することができます。保育中の子どもの死亡事故の多くは、指導監督基準を満たさない施設で起きており、子どもの命や安全を守るためにも、劣悪な施設を排除することが必要です。

また、無償化の対象には、資格を必要としない一時的預かりのファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ」)も含まれていることから、安全確保のための条件整備が必要です。以上のことから、下記について要望致します。

- (1) 指導監督基準を満たさない劣悪な認可外保育施設を排除するための条例を制定してください。

保育中の子どもの死亡事故については、認可保育施設よりも認可外保育施設の方が約25倍も確率が高いとされています。とりわけ指導監督基準を満たさない施設での事故があとを絶たない状況です。附則第4条第2項にもとづく条例を制定しなければ、劣悪な施設であっても行政が「お墨付き」を与えることになり、安全であると勘違いして利用される可能性もあります。また、市町村内に多くの認可外保育施設が指導監督基準を満たしている場合、条例制定をしなければ、指導監督基準を満たさない施設が参入してきても排除することができません。既に待機児童が多い市町村においても「対象を広げ、わざわざ質を下げる危険をおかすことはできない」と条例制定をめざす動きも出てきております(東京都杉並区、東京都世田谷区、埼玉県朝霞市、埼玉県和光市、大阪府吹田市など)。子どもの命と安全にかかわる問題であることから、保護者が間違って劣悪な施設を利用することのないよう、条例制定により劣悪な施設を排除することが必要です。

- (2) ファミサポを無償化の対象とする場合は安全確保の条件を整備してください。

ファミサポも無償化の対象となっていますが、今回、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)で定めるファミサポの基準(1条の4)は事業者による講習(厚生労働省が推奨する講習カリキュラムは9項目・24時間)の実施が義務付けられているだけで、預かりを行う提供会員の講習受講は義務付けられていません。しかも、提供会員に保育の専門資格を求めていないので、制度的には、専門性のない素人が講習受講せずとも他人の子どもの預かりができるかたちとなっています。このため、ファミサポは認可外保育施設と比べても安全面においてリスクが高いと言わざるを得ず、2010年には大阪府八尾市のファミサポにおいて、わずか1時間の預かりで生後5か月の赤ちゃんをうつぶせ寝にしたことから死亡につながったケースもあります。また、ファミサポはベビーシッターなどと比べても時間単価が安価につき、無償化の給付上限まで長時間利用できることになっていることから、本来は一時的・緊急的な預かりであるにもかかわらず、保育の代替としての常態的利用となることが懸念されてい

ます。これら安全性のリスクや常態的利用の懸念に対応するためには、例えば、リスクの高い乳児については資格者配置を条件とし、常態的利用について制限を設けるなどの措置が必要です。仮に、これら安全確保の条件整備が困難な場合は、事業者たる市町村として無償化対象となるための「確認」を受けないことにより、無償化の対象から外すことで安全確保をはかることも必要です。

受理年月日 令和元年8月8日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 中川 ゆう子

全国福祉保育労働組合大阪地方本部コスモス分会いづみ保育園班

班長 寺内直子

陳情の内容

堺市では「子育て日本一」を掲げ、独自の保育施策（年齢制限なしの第2子からの無償化等）や高校卒業までの医療費ワンコイン化等、子育てしやすい町として子どもたちの健やかな育ちを守るためご尽力いただきありがとうございます。

10月からは教育・保育の無償化がはじまりますが、申込み数の増加も心配され受け皿がどんな風に確保されるのか、保育の質や職員の処遇を下げずに保育士を確保するためにどのような手立てが考えられるのか、その際子どもたちの視点は無視されていないか、など気になることがたくさんあります。

日中の大半を子どもたちが生活する受け皿を数字上での評価だけにせず、子どもたちが過ごす環境や保育の質の低下を招くようなことがないようにしてほしいと願っています。

私たちも一緒に「子育て日本一の堺」を実現したいと考え、下記の内容を陳情致します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 任意で行っている予防接種を無料化してください。

保育園は0歳児から集団で過ごしており、感染症にかかりやすく、また一人かかると急速に広がります。法定伝染病などの予防接種は無料ということもあり意識して各家庭で受けているが、任意のワクチンは高額で、受けたくても受けられない家庭もあります。また、感染率が高く、ワクチン未接種の場合、重篤な合併症を引き起こすこともあります。子どもたちが集団で過ごす場では健康上配慮の必要な児も在籍することがあります。ワクチン普及のためすべて

の予防接種を無料にして下さい。

2. 堺市の事業で副食材料費を無償化して下さい。

10月からはじまる教育・保育の無償化に合わせて、副食材料費のみ自己負担になります。堺市ではすでに4歳、5歳児の第2子以降の無償化など子育て世帯に優しい施策が行われており、大変うれしい反面、副食費負担はこれまで無償化だった第2子以降の子どもがいる家庭にとっては負担増ということになってしまいます。

副食費の実費負担ではなく、完全無償化にして下さい。

3. 病児保育の施策を充実させてください。

病児保育はこれまでのような「小児科併設型」や、看護師在園のこども園・保育園に併設し専門性を持った職員が保育にあたれるよう検討しなおして下さい。

特に北区は子育て世帯が多く、施設数も利用者も多い地域ということもあります。堺全域の状況からみても一か所では補いきれないのは当たり前です。

訪問型の病児保育サービスもはじめましたが、これまでの病児保育室とは違いリスクも高いのではないかと危惧しています。安心して利用できる病児保育所を広げて下さい。

4. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上して下さい。

産休明けから就学前までの子どもたちが長時間集団で過ごしている保育園で、乳幼児の健康管理・安全衛生を守るためにには、積極的な保健活動が必要です。

子どもの健康診断のフォローや、各種検査、アレルギー児の管理、ケガや事故の対応、また保護者への啓発活動など、多岐にわたる看護師の保健活動は保育現場に入りながら行える内容ではありません。常勤看護師がその業務を専任でおこなえる配置ができるようにして下さい。

5. 保育認定の柔軟な取り扱いをして下さい。

現行では保護者の就労などの要件によって時間認定されていますが、保護者が就労したにも関わらず月内は短時間認定が継続され実態にみあっていないことがあります。就労状況確認後、さかのぼって認定するなど早急に見直しをして下さい。もしくは堺市独自に保育時間認定を廃止して下さい。

6. 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるよう配慮してください。

兄弟姉妹で別々の保育園へ預けざるをえない家庭がまだ見受けられます。別々の園になれば毎日の送迎、特に雨天時の送迎はとても大変なこと、行事への参加など仕事のやりくりがうまくいかないことも増え、本来楽しく思えるはずのことが、忙しい仕事との間で負担に感じています。また、片方の園では園指定のグッズが必要な場合などは家庭を圧迫することにもなってしまいます。

兄弟姉妹が優先的に同じ園に通えるようにより一層配慮して下さい。

7. 人材確保と職員の処遇改善について

待機児童解消と人材確保は表裏一体です。新採用者だけでなく、3年、5年、10年と経験を積み上げるにつれ対価としての給与保障ができるしくみづくりをすることが根本的に必要です。職員の経験年数が活かされ、どの職場においても将来の展望が持てるような堺市独自の処遇改善策を示してください。

同時に、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児12：1、4・5歳児15：1にするなど、規制緩和のない職員配置基準の見直しや、職員の職務負担の軽減をはかるための書類作成の簡素化など、大胆な改善が必要です。処遇改善を早急に検討して下さい。

また、社会福祉法の改正で高齢事業、障害者支援施設、障害福祉サービス事業への退職共済の公費助成が削減されていますが、退職手当まで削減されることは保育士の処遇をよくしていくこうという流れとは反対に、人材不足に拍車をかけることになります。保育士の処遇を守り、人材確保を妨げることのないよう、退職金制度の継続にむけて今後も堺市から強く国へ働きかけ続けて下さい。

8. 安全確保のための安全保安員の配置必置義務とそのための予算を計上してください。

昨年は台風被害や酷暑と言われる暑さの中で熱中症への配慮が必要になるなど、異常気象に見舞われました。また子どもを巻き込む事故や事件の多さ、プールの監視体制の強化など、様々な事案に対しての対応がより強く求められるようになりました。

しかし、周知のとおり人材確保は困難を極め、職員だけでは十分な体制を組むことも困難になっています。子どもたちの安全確保のための業務を専任で配置できるように予算を計上するなど、至急何らかの対応をして下さい。

文教委員会審査分

9. 共働き世帯やひとり親家庭も利用しやすい放課後児童対策を行って下さい。

放課後児童対策は少しずつ利用しやすく整備していただき、働く保護者にとって、大変助かっています。ただ、利用料は他市に比べて高いので、保育所などのように所得に応じた利用料にして下さい。同様に、第二子以降の子どもは無料にして下さい。

10. 大学に至るまでの教育費を無償化してください。

子どもひとりにかける教育費を確保する見通しがたたない家庭が増えています。親の経済格差がそのまま子の学歴格差に結びつく現状があり、産み控えなければ生活が成り立ちません。日本の未来をつくる子どもたちが、行きたい大学を自由に選択できるように、大学に至るまでの教育費の無償化を堺市からも強く国に働きかけて下さい。また、就学援助制度を身近に利用できるよう利用の範囲を早急に広げて下さい。

受理年月日 令和元年7月30日

子ども・子育て支援新制度について

陳 情 者 堺市北区
堺保育運動連絡会
会長 山 部 聰

子ども・子育て支援新制度の充実を求める陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、日頃より子どもたちの健やかな成育のためご尽力、頂き誠にありがとうございます。2012年8月参議院本会議において子ども・子育て支援新制度関連3法が可決・成立しました。

それにともない国は2013年4月より、内閣府の中に「子ども・子育て会議」を設置し準備をすすめてきました。2014年4月30日には「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」他3つの府令、省令が交付され、5月26日の「子ども・子育て会議」では消費税「0.7兆円の範囲で実施する事項を反映させる前の仮単価」が公表されました。これら的内容を踏まえて同年、堺市においても、子ども・子育て会議を立ち上げ、新制度実施にあたり『堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』『堺市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例』『堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』のパブリックコメントが行われ、6月議会で可決されました。その内容は国の府省令をそのまま堺市の条例にしたので、小規模保育事業C型では、「研修を受けたものが保育にあたれる」と無資格者だけの保育を可能にしてしまったのは残念です。「子ども・子育て支援事業計画（案）」に対してのパブリックコメントでは市民（子育て世代）の関心も高く、意見提出人数582人、意見件数2,820件もの意見が寄せられ、子ども・子育て会議の中でもその関心の高さは取り上げられていました。

2015年4月「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。堺市でも「子ども・子育て支援事業（案）」をもとに新たに子ども・子育て会議のなかで、子ども・子育て会議で事業計画の策定

をされ進捗状況や見直しをしていかれています。しかし、「公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行」はあまりにも拙速でした。国の動きを検証せずいち早く取り入れていく堺市の施策の危うさを感じました。しかし、公立こども園での保育内容の変更などは最小限に抑えられ、保護者の不安や疑問に十分配慮し、丁寧な対応をしてくださっています。その他の子育て施策では、保育料第3子完全無償化や中区での病児・病後児保育施設の開園など着実に堺市の子育て施策は前進しています。そして、昨年度は「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年となりました。支援事業計画が子育て世代の状況に応じて更に前進していくように期待したいと思います。そして“ワンランク上の待機児童解消”“保育料第2子完全無償化”“子ども医療費高校卒業までのワンコイン拡充”などの子育て施策が少しづつ実行されていき、子育て世代として嬉しい限りです。6月の永藤市長誕生により、更により良い堺市に発展していくために子育てる私たちの声や現状を伝え改善点を提案させていただきたく下記の項目について陳情します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 平成31年度4月1日時点での待機児童数は58人です。昨年度より3人減となりました。市としても704人の枠を新たに確保し、待機児童ゼロに向けての努力が伺えます。しかし、待機児としては数えられない未利用者は881人になり、昨年度より114人増える結果となっています。今後、第2子の保育料無償化や今年度10月から始まる幼児教育・保育の無償化により利用申し込み数は増えると見込まれます。その事も踏まえ、こども園・保育園を希望する保護者と全ての子どもたちが入園できるように「保育の質」を確保しながら待機児童解消を行ってください。
2. 堺市は今まで1歳児の配置基準を国基準の保育士1：子ども6に対して、独自補助を出し1：5としてきました。このことは子どもを預ける保護者にとっては安心を、現場で働く保育士にとっても、一人、ひとりの子どもたちを手厚く保育することができます。また、日頃の保育だけでなく春先や災害時などにもこの配置基準の上乗せが大きく「保育の質」に影響します。今後も市としての独自補助での1歳児の配置基準上乗せを続けてください。また、今まで市として配置基準の上乗せを行ってきた理由を教えてください。
3. 10月から始まる国の施策である幼児教育・保育の無償化の財源について、民間施設においては国が2分の1、府が4分の1、市が4分の1の負担であるのに対して、公立施設は全額市の負担であるとお聞きしました。その事が理由に今までの公立施設の民営化施策が見直され、現在決められている以上の民営化が進むのではないかと危惧しております。公立施設はその市の保育施策の水準を示すものであり、子どもたちを守るセーフティーネットでもあります。現在決まっている以上の民営化施策が進むことの無いようにしてください。

4. こども園や保育園、その他の保育施設へ通う子どもたちがきょうだいで同一園へ入園できるようにしてください。きょうだいの同一園への入園を求める声が年々多く上がってきています。働きながら別々の園へ送迎することは保護者にとって大きな負担です。少しでも負担が軽減されるようにしてください。また、今年度、きょうだいで同一園への入園が叶わなかった世帯がどれくらいあるのか教えてください。
5. 乳幼児の子どもたちはまだまだ未熟な体により抵抗力も弱く、発熱しやすく感染症にもかかりやすくなっています。子どもたちの急な病気に対し、親は仕事を休み看病して、我が子の体を休ませてあげたいと思う反面、仕事への責任の重さより休むことができず、長く続く休みのため、退職を余儀なくされる場合も多々あります。そんな現状を踏まえ、病児・病後児保育施設が子ども・子育て支援事業に示された計画通りに5カ所目の開設が実現され嬉しく思っております。東区・美原区へも同じように病児・病後児保育施設が開設されますようによろしくお願いします。
6. 2018年3月より始まった「訪問型病児保育事業」については様々な利用者がおられるなかで必要な事業だと感じています。しかし、病児を預かる責任の重さや専門性、密室での保育になることを鑑みると、その病児保育に携わる従事者には専門的な資格（保育士や看護師など）を有する者としてください。また、他市ではファミリーサポートを利用して重篤な事故も起こっています。この「訪問型病児保育事業」では事故が起った時の責任の所在はどのようになるのか教えてください。そして、万が一の事故による保険や事故の検証についてはどのようにお考えでしょうか。また、昨年度、保育を提供する方の登録数と利用者の登録数を教えてください。また、利用件数も教えてください。
7. 保育士不足の問題について、色々な確保対策を堺市として行っていることを知り嬉しい限りです。しかし、保育士不足はまだまだ改善されていません。私たち保育連が市長選挙の時に依頼した公開質問状に永藤市長は「待機児童の大前提は受け入れ側の環境整備が大きく影響する。施設の開所等ハード整備と合わせ、そこで働く保育士の待遇改善が欠かせない。しかしながら、待遇改善＝給与の改善にとどまらず、保育士の人材確保に向けては、複合的な要因が絡み合っており、給与面のみならず、職場・労働環境等福利厚生面での充実も図る必要がある。総合的な改善策を検討・実施し、保育士の人材確保に取り組んでいきたい」と回答されました。具体的にはどのような施策をお考えになられているのか教えてください。

文教委員会審査分

8. 昨年度6月議会で全廃方針であった公立幼稚園において「平成19年度に定めた公立幼稚園廃止方針の見直しの検討」「待機児童解消の対策として3歳児の受け入れと預かり保育の実施についても選択肢として検討」という担当課の答弁がありました。保育連としても3歳児の入園で

悩む声をたくさん聞いていたので嬉しい限りです。今年度10月からの国の施策である幼児教育・保育の無償化は3歳児からを対象にしています。公立幼稚園での3歳児保育をこれ以上遅らせると公立幼稚園のニーズはなくなり廃園に追い込まれてしまいます。市として早急に見直しを行い来年度より3歳児保育をすすめてください。

受理年月日 令和元年8月8日

森林の保全等について

陳 情 者 兵庫県西宮市

一般財団法人 日本熊森協会

会長 室 谷 悠 子

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

陳情の内容

私たちは国産林業の振興、奥山等人工林の天然林化を願う実践自然保護団体です。

戦後の拡大造林政策により造林された1,030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

平成31年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人に付き毎年1,000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。国はこの税金の9割を市町村に、残り1割を都道府県に交付する予定です。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情致します。

- ・山の保水力回復
- ・大雨でも崩れにくい災害に強い森作り
- ・野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・花粉症の軽減

26,000筆を超える要望署名を国会に提出させていただきます。

＜陳情事項＞

水源の森がある他市町村の放置人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民や子どもたちに伝える環境教育に使ってください。

受理年月日 平成31年2月12日

陳情第 32 号 (産業環境委員会)

騒音対策について

陳 情 者 堺市北区

ピッグカーサ堺しらさぎ駅前団地管理組合

理事長 竹 野 旬

南海電気鉄道通過時の騒音について

<陳情事項>

南海電気鉄道の列車が通過の際、騒音を発している為、騒音を低減させる措置を講じていただきたく、陳情いたします。

受理年月日 令和元年8月1日

北区の文化ホールについて

陳情者 堺市北区

北区・区民文化ホールをつくる会

代表 佐々木 洋子

北区に区民文化ホールを建設して下さい。

陳情の内容

私たちは、平成29年7月に、「北区に区民文化ホールを建設して下さい」1,726名の署名を集めて陳情致しました。ところがその回答は「北区には堺市産業振興センターがあるから、新たな文化ホール建設の予定はない」ということでした。

しかしこまでの議会の質疑では、この堺市産業振興センターは、集会系文化施設と呼称しているが、利用状況を見ると展示会の利用が53.1%、会議・講演会利用が42.1%で主な利用は展示会、会議、講演会などであり、本格的なコンサートや演劇などには殆ど利用されていないこと、その理由は施設、機能が不備で、舞台には音響反射板も無く、文化的な催しには使いものにならないホールだということです。従って堺市産業振興センターの多目的ホールが本格的な文化ホールに取って変わるものでない以上、北区に文化ホールの創設が必要だと思います。既設の他区の文化会館ホールの利用状況は、多くの区民が利用していて、文化芸術の催しを近くで触れる機会が保障されています。

区民文化ホールは、住民自らが取り組む様々な文化活動や、文化ホール自身の催しなどを日常生活のなかで、気軽に文化芸術に触れ、鑑賞できる機会を平等に保障することができる区民に必要な施設です。

政令指定都市に移行して、10年余りになり、指定都市の権限を大いに生かして都市内分権を推進し、各区に区民評議会がつくられ、区毎の特色あるまちづくりが進められています。文化と学習を身近に楽しめるまちづくりを望んでいる区民が多数います。そこで再び区民ホールの建設を陳情いたします。市民に公平・平等の施策を進める行政の責務を果たして頂くことを切にお願い致します。

<陳情事項>

北区に区民文化ホールを建設して下さい。

受理年月日 令和元年8月9日

ヘリコプターの騒音について

陳 情 者 堺市堺区
藪 勇

陳情の内容

2019年（令和元年）7/13（土）～7/15（月）の3連休に毎日午前9時半頃～午後6時頃（15日は午後7時頃）まで遊覧飛行のヘリコプター（少なくとも2機以上）が10分おき位に堺市上空の殆ど同じ軌道を繰り返し旋回したことに対して、市当局は各項目について調査し、その対策を基に市民生活の静かな環境を保全されんことを願って陳情の趣旨と致します。

1から6の項目についてそれぞれ議論、検討して頂き具体的な解決につながる有効策を実施して頂くようお願い申し上げます。

堺市上空のヘリコプターによる遊覧飛行の騒音及び良識を疑う行為についての問題点。

2019年（令和元年）7/13（土）～7/15（月）の3連休に毎日午前9時半頃から午後6時頃（15日は午後7時頃）まで遊覧飛行のヘリコプター（2機以上）が毎日10分おき位に堺区上空のほとんど同じ軌道を繰り返し旋回した。前代未聞である。

上記問題点解決への陳情及び対策依頼。以下を超党派で取り組んで頂くようお願い申し上げます。

＜陳情事項＞

1. 堺市観光課当局は今回の遊覧飛行を住民の迷惑を予想せずに突然強行した。堺市当局の誰がその指示、許可を出したのかを明示してください。
2. 飛行の日後、60件の苦情が市当局に寄せられたとしているが、その3日間は閉庁日に当たり各当日には直接、市当局に苦情が言えない状況下にあった。閉庁日でなければ遙かに多くの苦情が殺到したことであろう。閉庁日であっても正規の担当職員1名を配置して下さい。守衛の方では適時の対応がまったく出来ない。
3. 堺市の古墳群の周辺には20万人から30万人の住民が住んでいると考えられるが、その僅か1パーセントを取ってみても、2, 3千の人たちは騒音、雑音、不協和音に耐えがたい心身の体質

を抱えて、病気で寝ている人達も必ずいるだろう。飛行下の住民の中には騒音や不協和音に過敏に悩む人たちもいる。当時、小さな声にも耳を傾ける気持ちを持ったリーダーはいなかつたのか。当局に言えない雰囲気があるのか。追跡調査をお願いしたい。

4. 世界遺産や国宝の多い京都府庁、市役所、奈良県庁、奈良市役所に遊覧飛行に関して電話で聴取した。いずれも、目立った遊覧飛行は無いとのことだ。その規制条例も今のところ無いとのことであった。このことは京都、奈良の役所や住民は、国宝や遺産に対する観光方法をわきまえているということだ。世界遺産等を多く有する府県は遺産そのものを尊重し、良識を持っているようだ。京都、奈良等他府県の遺産を保護する制度を聴取して下さい。
5. 国土交通省（航空振興課）の係官にも聞いてみた。彼は下記のように言った。

『遊覧飛行の資格を取得しているパイロット又はその航空会社は「届け出」を必要とするが必ずしも「許可証」は必要としない。』とのことである。国宝等世界遺産のある上空での遊覧飛行規制条例を定めて下さい。

更に、騒音についての問い合わせにその場凌ぎの言い逃れや決まりきった回答を繰り返して責任を他に転嫁するのではなく、国土交通省、府県、（市町村含む）、民間航空会社が連携をして問題に対処する会議の場を持って下さい。先進国の騒音規制を取り入れて下さい。

6. 今回の飛行騒音を基にして、飛行下にいる住民の意識調査をして下さい。その対象者は以下の方々を除く。（①勤務の為に昼間一日中自宅に居ない。②ビル等防音壁のある場所での勤務又はその自宅に住んでいる方々）

又、ヘリコプター飛行による騒音調査は単に遊覧機だけでなく自衛隊機、大阪府警、民間放送局、新聞社、NHKのヘリコプターを含めたものである。操縦しているパイロットは自分の飛行だけを意識し、ヘリコプター所有者は独自に単独行動をしている。下に住む住民は不特定多数の騒音を常に感受している。併せて、今回操縦に当たったパイロットの意識調査をして下さい。（ただし、航空会社のコンプライアンス保護の下、操縦士の証言に不利にならないように。）

世の中は、元気な人たちが映し出す楽しく面白い社会に見える。だが、よくよく眺めて観ると置かれた場所で辛抱をしている人たちが必ずいる。金回りを良くするために、商業主義になり過ぎていないか。堺市は差別を無くす人権運動に他の市町村以上に取り組んでいる都市だ。「人権」を対人間の問題と捉える以上に「人権問題」を暮らし易く優しい環境の保全に位置づけて取り組んで頂きたい。

百舌鳥古市古墳群は日本人の祖先（当時の天皇、豪族）の方々の墓（墓地）である。大多数の我々にも先祖の墓（墓地）がある。先祖の墓の上空や周囲がやかましく騒ぐことが埋葬されている祖先の魂の気持ちに沿うことではない。陸上で様々な啓蒙アプローチを通して、堺の歴史を学び当時の方々の偉業を偲ぶことで我々堺市民の典範となってほしい。

受理年月日 令和元年8月13日

国際交流の促進について

陳 情 者 堺市堺区
出来秀人

百舌鳥古墳の世界文化遺産登録に伴う国際交流の促進につき

陳情の内容

堺市民一同、一日千秋の思いで待ち望んでいた「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録が本年、漸くに実現いたしました。

この栄誉を心より祝うとともに、ここに至るまでの行政・議会、関係諸兄のご努力に深い敬意と謝意を表します。

今後とも、「我が町さかい」の尚一層の飛翔のため、「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録が成ったこの機会に、「我が町さかい」の存在を世界に知らしめるための情報発信、及び国際交流の深耕を図っていただきたく、行政・議会、関係諸兄の一層の尽力を切望しお願いする次第です。

「百舌鳥・古市古墳群」を東アジア諸国の相互理解と交流の場にできるか否かが、今までに増して非常に重要になっていると個人的に思っております。

世界文化遺産は過去・現在・未来の人類にとっての共通の文化遺産であり、世界文化遺産化するということは将来にわたって、その文化的成果を全世界の次世代の人類へ平和的に引き継いでいくという責務を負うということあります。

また、「百舌鳥・古市古墳群」が世界文化遺産化になったことは、堺市民として、また大阪府民としても、皇室、及び先祖祖靈に対し我が国と国際社会の安寧と平和的共存に責任を負う立場になったと理解しております。

「百舌鳥・古市古墳群」を世界文化遺産として、東アジア諸国の相互理解と交流を促進して、もって今後の世界情勢の安定に寄与したいとの姿勢をもっと前面に出してアピールしていただくことを切望いたします。

半島情勢、いまだ不穏な空気が拭えず、隣国・韓国との関係も悪化の一途を辿り光明の出口の見えない、この時期に敢えてお願い申し上げる次第です。

東アジアの緊張緩和と平和的安寧維持、そして経済交流を回復させ商業を立ち上がらせるために、力なき野辺の草莽の市民より、力ある各政党会派の議員諸兄の皆様方に伏してより一層の責任感と危機感を持っての奮労努力をお願い申し上げます。

受理年月日 令和元年8月13日

陳情第 36 号（建設委員会）

高齢者自動車運転事故について

陳 情 者 堺市中区

堺 貞 夫

高齢者自動車運転事故多発防止ブレーキ装置取付に補助金支給のお願い

陳情の内容

最近社会ニュースのトップに高齢者に依る自動車運転誤作動の人身事故で死亡、負傷が絶えません。特に学校通学途中の列に突っ込み痛ましい事故も増加の一途です。

<陳情事項>

自動車運転事故の主な原因はブレーキとアクセルの踏み違いによってスピード加速されて起こっています。その動作を防止する装置を取り付けることで痛ましい事故を防ぐことが出来ますのでこの装置を取り付けることを義務付けるのを徹底するため補助金を支給されることをお願いいたします。尚、補助の割合は5割が適当と考えます。

受理年月日 令和元年6月13日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会

宮山台中学校区連絡会

代表 森 本 尚 生 他280名

陳情の内容

当局におかれましては市民の安全、健康、暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。泉北ニュータウン開発で最初に入居したのは、宮山台・竹城台でした。50年の歳月は、府営住宅の建て替えと高齢化がすすんでいます。高齢者の「おでかけ応援バスカード」は大変助かっています。また、保育料の無料化、医療費の充実は市民の生活を潤わせています。

私たちは、平成30年7月から「市民が南海バスを利用しやすく利便性を求める署名」に取り組んできました。多くの市民から「ぜひ実現してほしい」など、賛同の意思表示として署名が1,608筆寄せられ平成30年11月堺市議会議長あてに提出いたしました。その後寄せられた280筆の署名は陳情書と一緒に提出しました。こうした多くの市民の要求を是非とも実現していただきますよう事業者に働きかけてください。

泉北ニュータウンはまち開きから50年を過ぎました。私たち宮山台中学校区（宮山台・竹城台）住民の要求を是非とも実現していただきますよう陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. 泉ヶ丘地区からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを障害者・妊婦にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和元年8月8日

公共交通について

陳情者 堺市南区

桃山台の暮らしを考える会

代表者 山中孝夫

桃山台循環バス再開と泉ヶ丘までの運行の陳情書

陳情の内容

全国的な高齢化の進展するなか、ここ桃山台もその例外でなく全市平均よりもすすんでいわわれています。

従来、樹・美木多駅まで徒歩、自転車等を利用し生活していた人が出来づらくなっています。

駅周辺の商業施設の復活で、ますます循環バスの要求は強まり、また、近大附属病院の転院などにともない、ほかの地域のように乗り換えなしで桃山台から泉ヶ丘駅までの延伸の要求が強くあります。

まして、地勢的に丘陵地を開発した住宅地域であるため坂道が多く、生活に不便を感じている住民が増加しています。前回からの堺市と南海バスからの回答に対して私たちの声が届かないことに多くの住民が大変残念がっています。また、周辺地域に若い人が増えていて、通勤通学の需要が増加しています。高齢者にやさしい街、住み続けられるまちであり続けるために循環バスはどうしても必要になってきています。このような事情をご理解いただきたく陳情いたします。

<陳情事項>

桃山台循環バスの運行再開と泉ヶ丘までの運行をお願い致します。南海バスに再度働きかけて頂きたくよろしくお願い致します。

受理年月日 令和元年8月8日

堺環濠都市北部地区について

陳 情 者 堺市堺区

堺環濠北部の町なみを考える会

世話人 北岡秀彦

垂井 寛

浜野 美智子

（続）堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かしたまちづくりのための規制などについて

陳情の内容

私たちは、堺環濠都市北部地区で居住・活動している市民グループです。近年、この地域では、歴史的な町なみを保存再生するために、住民団体である堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会が2014年に発足し、堺市の町なみ修景補助制度も2015年から開始され、公民協働の取り組みが進められてきました。また、堺市の指定有形文化財である鉄砲鍛冶屋敷も近い将来、資料館として開館予定です。

このような状況下、地元住民の関心も年々高まり、修景補助制度の効果も目に見えるようになって来ていた矢先、この地区の町なみ再生事業重点地区で、昨年突如、11階建てワンルームマンションの建設計画が公表され、地元に大きな衝撃が広がり、今まで堺市とともに地道に積み上げてきた歴史文化を活かしたまちづくりに対する、重大な危機と認識した住民有志が本会の結成に到りました。しかし、非常に残念ながら、今年に入って、この11階建てマンションについては、建設工事が着工されてしまいました。

昨年11月には、堺市議会に陳情書「堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かしたまちづくりのための規制などについて」を提出し記者会見を行い、複数の新聞等でも報道されました。また、今年4月22日には、前市長宛に「堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かしたまちづくりを推進する事を求める要望書」を、3,003人分の署名とともに提出しました。この署名活動は、今後も続けていきます。

ところで、現在、堺市都市景観室を中心に、堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かし、歴

史文化を活かしたまちづくりが実現できるように、この地区の一部に高さ制限等の規制を実施する試みが検討されております。私たちや地元住民の声にも耳を傾けていただいたことは、深謝に堪えません。ただ、今後に向けて、本当に実効性のあるものになるのかどうか、いささか危惧しております。

この度、百舌鳥古墳群地域は世界文化遺産に登録されました。百舌鳥古墳群地域とともに、堺市でただ2カ所だけ、堺市の景観計画の重点地区に指定されている堺環濠都市地域は、堺の歴史文化を代表する地域です。私たちは、堺市が堺環濠都市北部地区の整備ならびに規制を実施する事を強く要望していますが、現在検討されている高さ制限等の規制は、この地区のごく一部に適用される予定に過ぎません。

私たちは、地区内の大部分において、高さ制限等の規制が必要であると考えております。この機会に、堺市が世界に恥じない歴史文化都市となるためにも、堺環濠都市北部地区において、実効性のある規制を、可能な所から、順次、可及的速やかに実施されることを切望し、堺市議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

受理年月日 令和元年8月9日

交通施策について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

高齢者ドライバー対策、及び広域東西交通システム整備につき

陳情の内容

連日のように70歳代から80歳代の高齢者ドライバーによる死傷事故の報道がされております。

今後、約20年間は高齢者ドライバーは増加の一途を辿るとみられます。

事故が発生した場合、被害者はもとより、加害者の家族も巻き込んだ大変な悲劇に見舞われます。

永年にわたる努力で、それ相応の社会的地位を築いてきた方も、事故を起こせば、その社会的実績も一瞬にして水泡に帰してしまうことは、今春、池袋で起きた（上級国民の）事故を顧みるまでもなく明らかです。

御本人さんは大丈夫と言って車で出掛けても、家族はおちおち眠っておれないとの声も身近によく聞きます。

歩道には通学・通園の子どもたちだけではなく、高齢者も溢れています。

皆、おちおち安心して歩いてもいられません。

狭い国土、狭い街中です。欧州や米国とは国情が違います。

道路歩道改良や法整備も必要かと思います。

国でも取り組みが検討されているようですが、警察にも働きかけ堺市においても、十分とは言い難い「高齢ドライバー」の安全対策、免許証返上施策を独自施策で進めていただきたく陳情申し上げます。

堺市市政のため、老骨に鞭を打ってハンドルを握っておられる高齢議員もおられます。万が一の事故が大変に心配です。

まずは高齢の議員から免許証返上の範を示され、広く市民に訴えられればいかがでしょうか!!

今後の「超高齢化」社会、及び「車、運転しない世代」の増加をにらみ、公共交通機関の整備も

喫綴の課題かと存じます。

特に「美原－堺東」間、および「南港－堺」間の広域東西交通システムの整備に向けた取り組みの進展をお願い申し上げます。

大阪市内への一極集中を防ぎ、府東部、また泉州エリアを結ぶバランスのとれた東西交通システム網整備のために府や関連市町村とよく連携協議をなし、府下の「東西交通システム網」実現に向け、国にも今まで以上に強力に働きかけていただきたく議会にお願い、陳情いたします。

受理年月日 令和元年8月13日

図書館行政について

陳情者 堺市北区

堺市の図書館を考える会

代表 吉田 マリ子

堺市の図書館の充実を求める

陳情の内容

私たち「堺市の図書館を考える会」は、1982年以来堺市の各図書館と連携して活動を行っているグループや市民が、堺市の図書館の充実を願い、活動してきました。それも行政の方々の深いご理解があってのことと感謝しております。

ずっと住み続けたいこの堺市に、堺市民にとっての「知の拠点」としてより一層の充実と発展を願い、以下のことを陳情し要望いたします。

<陳情事項>

1. 図書館資料費を増額してください。

図書館に出かけて、未知の本に出会うことは、利用者にとってはうれしいことです。しかし、新書や資料としても貴重な雑誌も減らされたままです。各図書館に入ってくるのは少なく、新刊本は、全体で1～3冊ほどです。ほとんどネット予約で棚に本がないことが多い状態のものもあります。また、子どもの本は、よく読まれているものはかなり傷んでいる本もあり、手に取りたいと思わない本も少なからずあります。赤ちゃんから高齢者まで多様化する読書ニーズに応えられるよう、手に取りたいと思う、魅力的な本のそろっている図書館になるよう、また各専門資料も充実させるためにも図書館資料費の増額をお願いします。

2. 繙続的な司書採用をお願いします。

堺市の図書館の強みは専門職の司書集団です。正規司書集団の存在が堺市の図書館の質を支えています。そのことについてはご理解いただきて、毎年正規司書の採用等、ご努力いただいていることは深く感謝しています。しかし、必ずしも退職職員の補充が出来ているとは限らないと見受けられます。そのため、カウンターに正規職員空白の時間帯が生じていることがあります。

ます。そのような時に国会のデジタルサービスの利用だとか、他館蔵資料の有無や取り寄せ等について質問するとの確に対応していただけない時があります。カウンターには貸出返却だけでなく、図書館サービス全般を熟知している正規職員が必ず常置している十分な職員配置を望みます。

3. 図書館協議会委員を増員し、図書館利用経験を重視して選んでください。

条例上では協議会委員の定数は10名となっています。図書館は市民が日常的に利用でき、市の公共施設の中でも最も多くの市民が利用している施設なので、住民の希望に添って運営されるべき施設です。利用者の意見を運営に反映させるため、公募委員をもう1名増やして、定数一杯の10名まで増員してください。また、委員の選定にあたっては、図書館利用経験を重視して選んでください。

4. 図書館は教育委員会の所管を維持してください。

図書館は教育機関です。生涯学習の拠点である図書館の働きは、地域の資料の継承や、人を育てる営為を含み、永続的に地域社会に資する活動です。こうした教育活動は、学校教育と同様に教育委員会のもとで行われるべきだと考えます。法の理念を尊重し、図書館が思想表現の自由、知る自由を守る役割りを十分に發揮できるように、首長部局から独立した教育委員会において直接、管理運営してください。

5. 新中央図書館の基本構想策定については、市民の意見を十分に反映させてください。

建物の老朽化とともに、バリアフリーの観点からも、中央図書館の建て替えは急務です。時代が求める、また、政令指定都市にふさわしい新しい中央図書館が早くほしいです。新中央図書館の基本構想策定にあたっては、図書館協議会の「中央図書館のあり方について」の答申を尊重し、市民からの意見も十分に反映した基本構想にしてください。そのために広く市民への説明会も開催してください。

受理年月日 令和元年8月8日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区

学びを広げる学校図書館の会・堺

代表 翼 照 子

脇 谷 邦 子

学校図書館の充実を求めます

陳情の内容

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していく専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らぐ場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。子どもたちが毎日通う学校の中にある図書館は、いつも開いていて、読みたい本、調べたい資料がすぐに手に取れる状態にあることが必要です。

中学校に学校司書が配置され、前進と喜んでいます。また、ネットワーク化をはかり、図書館機能のより一層の充実をさせることを願い以下のことを要望します。

<陳情事項>

1. 堺市立小中学校の全校に一人の「学校司書」を配置してください。

現在配置されている学校司書を「専任・専門・正規」にするための対策を講じてください。

経済格差による貧困の問題は、子どもの育ちの困難さにつながっています。

また、情報化が進む中で適切な情報を生かす技術を手に入れるために学校図書館に期待されていることは大きいものがあります。

だからこそ、子どもたちの読みたい、知りたい気持ちに応えること、情報を読み解き判断し、活用する力を育てるここと、じっくり考え、ともに学び合うことを大事に、成長を支える学校図書館の充実は公教育として欠かせません。

そのためには、教職員と力をあわせ一人ひとりの子どもたちに必要な本や情報を確実に手渡

せる学校司書の活動が必要です。「フルタイムで継続雇用の正規雇用」が不可欠です。

現状の有償ボランティアの対応ではなく、当面、交付税措置のある15校に1人の学校司書を小・中学校に配置してください。

- いま、学校図書館は、これまでの読書中心の「図書室」から読書センター・学習センター・情報センターの3つの機能を持つ「学校図書館」に大きく変わろうとしています。同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図るようにしてください。

全校の蔵書を有効利用し、統計処理など事務の簡素化をはかるため、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることを学校現場では望んでいます。

そのために、市内小中学校オンラインでつなぎ、学校図書館の蔵書がすべての小・中学校で検索でき、学校間での資料の貸し借りがしやすくなるように、体制を整えてください。

受理年月日 令和元年8月8日

図書館行政について

陳 情 者 堺市堺区

出 来 秀 人

堺市中央図書館の整備につき

陳情の内容

統一地方選挙と堺市長選挙、および国政選挙が終わり、漸くに堺市議会も正常に開催される運びとなりました。まずは、この間の各会派の議員諸兄の労苦をねぎらわせていただきたく存じます。

永藤新堺市長におかれましては御就任をお慶び申し上げます。今後は二元代表制のもと、堺市議会の議員諸兄とよくはかり、堺市の発展のためにご尽力いただくこと、心よりお願い申し上げます。

謹んで表題の件につき陳情いたします。

竹山前市長時代に耐震化がなされた中央図書館ですが、設備・什器の劣化がはなはだしく、たびたびの故障、損傷も多く、とてもあと10年の使用に耐えうるとは思えません。

特にWCの水回りの悪さは致命的です。

連日、多くの市民・学生の利用している自習スペースも一階ホールに仮設されているもので利用上、はなはだ不便であります。また、いまだにWi-Fi環境も用意されていません。

これでは、これから時代を担う若い層の支持を受け、利用が進む施設の体を成しているとはいえないのではないでしょうか。

はなはだ残念ながら、整備が進んだ他市と比較して、あまりにも貧弱でお粗末です。

日本有数の歴史文化を誇る政令市・堺にありながら、なぜにこうも「文化施策の顔」とも言うべき中央図書館の整備が遅れているのか、一市民として常々、甚だ疑問に思っております。百舌鳥古墳群の世界文化遺産も成りました。今後、市内外からの来訪者も多くなり「歴史文化都市・堺」の図書館が市内外からの来訪者の目に触れる機会も多くなります。

10年後と言わず、早急に「世界文化遺産」そして「中世の自由都市の歴史」を誇る我が堺市にふさわしい、また令和の新時代にそぐう新中央図書館の整備計画を進めていただきたく陳情申し上げ

ます。永藤新市長の若若しく、水水しい感性に期待いたします。

『新しき酒は、新しき革袋に盛れ』

受理年月日 令和元年8月13日

教育環境の整備について

陳 情 者 堺市北区

学校のエアコン設置を進める会

代表 吉 田 実

美術室などすべての教室にエアコンを

陳情の内容

今年の夏の暑さも、今のところ、昨年ほどではなさそうなもの、地球の温暖化の影響もあり異常で厳しいものがあります。早くも5月に、北海道で39℃を上回る気温に見舞われ、たくさんの熱中症による死者が、全国的に出ております。昨年10月、政府も熱中症対策として、全国の公立小中学校などの教室17万室にエアコンを設置する予算案を発表しました。

堺市の小中学生は、普通教室では、周りは暑くとも「涼しい環境のもとで」（何十年も前は考えられませんでした。）勉強をがんばっています。しかし、児童・生徒の生命・健康の維持と学力向上を考えれば、より快適な環境で勉強できることが重要で、エアコン設置を特別教室にも広げることが課題と思われます。美術室などは、まさに「蒸し風呂状態」で、滴り落ちる汗で「真夏には水彩画は描けない」という話を美術教師から聞いたことがあります。その部屋で働く教師の労働も過酷なもので、健康を害してもおかしくない状況にあります。以下の法令などにも反するものと思われます。

エアコン設置が必要とおもわれる法令等の根拠

<日本国憲法第13条個人の尊重と公共の福祉>

「すべて国民は、個人として尊重される。…………」

<日本国憲法第25条第1項生存権、国の社会的使命>

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

<児童権利宣言第7条>

「…………児童の教育および指導について責任を有する者は、最善の利益をその指導の原則としなければならない。…………。」

<児童憲章前文>

「…………児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。」

<児童の権利に関する条約第3条第1項子どもの最善の利益>

「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、…………児童の最善の利益が、主として考慮されるものとする。」

<学校保健安全法第6条>

「文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項…………について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準…………を定めるものとする。」

堺市は政令指定都市で財政力がありますので、過去4年ほどかけて、市内小中学校のすべての普通教室のみにエアコンを設置してきた実績があります。

<エアコン設置・教育事業などのここ数年の状況>

H26：中3普通教室・職員室・保健室など

H27：中1・2普通教室・支援教室など

H28：全小普通教室

H29：全幼稚園

(H30：ICT教育事業・トイレの整備・洋式化など)

(H31=R元：)

その財政力をいかして、エアコン設置を広げることは単費で可能だと思います。美術室や少人数教室などすべての特別教室に、エアコンを設置して頂きたいと思います。

また日本は地震国で、「南海トラフの巨大地震」の被害が懸念されております。大阪大都市圏に震度6弱以上の揺れが起きる確率は、今後30年以内で、大阪市で57%という高いデータが昨年秋に発表されました。震災時には、小中学校の体育館などが避難所となります。避難している市民の快適な生活には、エアコン設置が不可欠と思われます。冬場の暖房設備としても、エアコン設置の重要性が言われています。

<公立小中学校の空調（冷房）設備設置状況>

(特別教室のみの設置率)

東京都の6区…100% 23区の特別区平均…92.4% 大阪市…59.4% 堺市…33.9%

<陳情事項>

1. 少人数教室をふくめ、美術室などのすべての特別教室に、エアコンを設置して下さい。
2. 体育館にも、エアコンを設置して下さい。

受理年月日 令和元年8月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立金岡小学校のびのびルーム保護者会

代表 鮫 島 礼 子

放課後施策（金岡小学校のびのびルーム）について

陳情の内容

平素は、日々児童の為に御尽力頂き感謝申し上げます。

私達は、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者で構成された保護者会です。金岡小学校のびのびルームは、私達にとって無くてはならない場所で200名を超える利用者がいる中で事故や大きなケガもなく、安全に運営して頂くことにより安心して仕事をする事が出来ています。

私達保護者も、指導員の先生方に熱い信頼を寄せており、日々感謝しております。

その指導員の方々が、毎年のように訴えている内容を是非とも改善して頂き保護者からも、その負担を減らして頂く事を希望いたします。

＜陳情事項＞

1. 年中人員不足の為、早急に指導員を増員して下さい。

昨年は特に、病気やケガで休養される指導員がいる中で残りの指導員で200名を超える児童を指導するのはとても大変でした。

慢性的な人員不足の為、指導員は夏季休暇も取れない状態でもあります。その現場の過酷さ、現状を知って頂きたいです。

2. 何度も申し上げていますが、机上の計算だけで日々入れる指導員が決まっている現状で現場がどれだけ多忙なのか、大変なのかを知って頂きいつ事故が起こるとも限らない異常な状態を改善するべく早急な対応をして頂きますようお願いいたします。

3. 新校舎建設の為、現在、金岡小学校のびのびルームはプレハブ校舎で過ごしておりますが体

調が悪くなった児童をゆっくり休ませる場所が無く、現在は仕方なく教室の片隅で、布団を敷いて休ませている状況ですのでゆっくり休ませることの出来る場所が利用出来るように整備して頂きますようお願いします。

4. 新校舎が出来上がる際、現在のプレハブ校舎から最終の引っ越し先の北校舎ではなく別の場所へ仮移転すると聞いておりますが、はっきりとした内容が把握出来ておりません。現在のルームの環境に、指導員・児童達も慣れており、仮移転となりますと現場が混乱し200名を超える児童の安全確保にも影響が出ることが懸念されます。出来る限り、仮移転は避けて頂きますようお願い申し上げます。そして、移転計画等、主に児童に影響が及ぶ事項については、事前に指導員及び保護者に可能な限り、相談・連絡して頂きますようお願い申し上げます。

受理年月日 平成31年4月17日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堀 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密・指導員不足をはじめとした諸問題と

百舌鳥小学校放課後ルームにおける運営主体の対応について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されますが、過密については百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送り、指導員不足の問題については何も解決策がないままとなっています。

その間、利用者数は増え続け、平成31年度（令和元年度）は200人近い子どもが利用しています。しかしながら、専用教室の数は依然として2教室のままで、利用者数増加に対しては荷物も置いておけない共用教室での対応となっています。子どもたちは全員その2教室に属しており、40人定員の教室に90人以上の子どもたちが詰め込まれるという異常な状況になっています。

指導員不足についても、平成29年度は開設日293日のうち不足している日が151日（約51%）という極めて異常な状況でしたが、平成30年度は改善するどころかさらに悪化し、12月末までの開設日218日のうち不足している日が152日（約70%）となってしまっています。

9月定例会は、堺市議会議員選挙が実施されて初の本格的な討議の場となります。新たな構成となった市議会には、福祉事業の中でも、施設・従事者の待遇とともに最も対策が遅れ、劣悪な環境にある学童保育事業（のびのびルーム）にしっかりと目を向けていただきたいと思います。

とりわけ百舌鳥小学校のびのびルームにおいては、面積基準においても、指導員配置においても条例違反の疑いが強いです。保護者からの、以下の切実な要望をご理解いただき、当局に対し一層厳しい目を向けていただくことで、子ども達そして保護者が安心できるのびのびルームを実現いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 共用教室と支援の単位ごとの運営について

- (1) 平成30年度及び平成31年度（令和元年度）における、生活科ルーム2、少人数教室、会議室のそれぞれの使用日数、及び生活科ルーム2と少人数教室が同時に使用された日数、及び生活科ルーム2と少人数教室、会議室が同時に使用された日数を確認してください。
- (2) 平成30年度及び平成31年度（令和元年度）における百舌鳥小学校のびのびルームの支援の単位数と、当該年度の国庫補助申請上の百舌鳥小学校のびのびルームの支援の単位数を確認してください。
- (3) 平成31年2月27日審査の陳情第14号（以下「前回陳情」という）1. (1)において、厚生労働省及び大阪府と、堺市とでは国庫補助申請上の支援の単位についての考え方方が異なることを指摘しました。対する当局の回答は「国庫補助については、児童数に基づく支援の単位数で申請することとなっています」とのことでした。これは、私たちが厚生労働省及び大阪府に直接電話で確認した内容と異なるものです。この回答の意味するところは、百舌鳥小学校のびのびルームで約200人を恒常に2～3教室しか使用しないで支援を提供している状況であっても、使用教室数に関わらず、児童数だけを基準として支援の単位を4ないし5単位として国庫補助申請して良いということだと思いますが、それはどの法令のどの部分を根拠としているのか確認してください。また、その資料の提出を求めてください。
- (4) 共用教室の使用が進まない大きな原因の一つとして、共用教室には子ども達の荷物が常時置いておけないことがあります。子ども達の荷物を共用教室に常時置いておけるようにするため、共用教室にのびのびルーム専用の荷物用鍵付きロッカーを設置していただくよう、これまで何度も求めてきました。当局の回答はその度に、「共用教室の施設及び設備については、学校の協力のもと、整備に努めています」という定型文ばかりです。整備に努めた結果、上記ロッカーは整備できるのか確認してください。万が一、整備できないとの回答であった場合、その理由、つまり整備の障害となっているものは何なのか、確認してください。
- (5) 前回陳情に対し当局は、支援の単位ごとの運営について、「当該基準の『支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たるものでなければならない』とは国通知によると、『原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいう』とされています」と回答しています。この回答では当該基準中の「専ら」についての解釈についてしか触れられていません。前回陳情で問題にしているのは「支援の単位ごと」についての解釈です。百舌鳥小学校のびのびルームでは子ども約200人に對し、基本配置10人で支援を提供する形になっています。200人を40人ずつの「支援の単位ごと」に分割して、それぞれに支援を提供しているわけではありません。私たちは、この状況は明確に条例違反だと考えますが、当局の見解

を再度確認してください。また、当局がこの状況を条例違反でないとするならば、どの法令のどの部分を根拠としているのか確認してください。

2. 待機児童について

- (1) のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの今年度の定員、当初利用申込者数、当初利用承認者数及び現在の在籍児童数を確認してください。
- (2) のびのびルーム・放課後ルームについて、今年度における活動場所の確保状況の詳細（教室名、各教室の定員）を確認してください。
- (3) のびのびルームについて、来年度以降も待機児童を絶対に出さないよう求めてください。
- (4) 放課後ルームについては、堺市放課後ルーム事業実施要綱の改正で定員設定方法が見直され、百舌鳥小学校においては定員が60名から79名に増加したことにより昨年度あった待機が解消しました。しかし、のびのびルーム同様、放課後ルームの利用者も年々増えているため、来年度以降も待機児童をださないよう利用場所について学校と必要な調整を行うよう求めてください。

3. 指導員不足について

- (1) 平成30年度及び平成31年度（令和元年度）の百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置数と配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の月ごとの配置数（実績ではなく定数）を確認してください。
- (2) 平成30年度及び平成31年度（令和元年度）の百舌鳥小学校のびのびルームにおける開設日（月別）、基本配置が不足していた日数（月別）とその日付及びその日の配置指導員数、加配指導員が不足していた日数（月別・配置指導員数別　例：8月　4人の日が2日、3人の日が5日）を確認してください。
- (3) 平成30年12月13日審査の陳情第88号（以下「12月陳情」という）に対する当局の回答によると、指導員配置について当局は、「まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルームを運営して」いるとのことです。しかし、基本配置の指導員数しかいない日であっても、配慮を要する児童と思われる児童に指導員が配置されている現場を私たちは確認しています。このような配置が現実には行われていることを当局は認識しているのか確認してください。
- (4) 指導員の質と量が決定的に重要なのびのびルームにおいて、指導員が恒常に不足している状況では、子ども達の成長に対して適切な支援を行うことは出来ません。少なくともキャリアアップ処遇改善事業など国が提示する補助事業を活用して、指導員の処遇を改善し、指導員を確保するよう求めてください。

4. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保等について

- (1) 現在及び校舎増改築後の百舌鳥小学校における全室数（職員室、保健室、特別教室なども

含む）とその仕様別内訳数（例：普通教室仕様〇室、支援教室仕様〇室など。合計が全室数となるように）、および使用目的別内訳数（普通学級〇室、支援学級〇室、少人数教室〇室、生活科ルーム〇室など。合計が全室数となるように）を確認してください。

- (2) 百舌鳥小学校のびのびルームは、平成28年度の一連のテレビ報道によって市長が過密を初めて知ったとして対策を指示されて以降も、過密状態は抜本的には解決されていません。また、当時から一貫して新校舎建築まで待つようにとされ、テレビ放送でも当時の教育次長が同様の発言をされました。当時の約束をこの度の校舎増改築で守っていただき、今後過密や待機の心配をしなくてもすむよう、のびのびルームとして利用するための共用教室をはじめ、十分な教室数を確保するよう要望してください。
- (3) 上記(2)で確保される「のびのびルームとして利用するための共用教室」は新校舎供用開始直後から、つまり現時点の予定では令和2年度当初から確保され使用できるということでおいか確認してください。
- (4) 上記(2)で確保される「のびのびルームとして利用するための共用教室」となる教室は現在の専用教室と一体的に利用できる場所に確保するよう要望してください。また、その場所については運営事業者・現場のびのびルーム主任・保護者と事前協議するよう要望してください。
- (5) 堺市全体で6校しかない放課後ルーム設置校のうちの1つである百舌鳥小学校では、4～6年生の子ども達が、のびのびルームという、放課後に専門性の高い指導員による支援を受ける機会を奪われており、保護者も他の校区に住む大多数の保護者と同様の就労支援を受けることができないという、非常に不当かつ不公平な状況になっています。「第2期未来をつくる堺教育プラン」に記されている、のびのびルームへの制度の統一化は、百舌鳥小学校においては、今回の校舎増改築の機会にしか実現できません。一刻も早く上記の状況を解決するため、6年生までののびのびルームを実現するよう求めてください。

5. のびのびルームにおけるプロポーザル方式による事業者選定について

- (1) 子ども達にとってのびのびルームは第2の家です。そこで子ども達が安心して生活できるようにするためにには、子ども・指導員・保護者の3者間相互の信頼関係が構築されていることが絶対条件です。そしてその信頼関係は一朝一夕にできるものではありません。だからこそ放課後児童クラブ運営指針に「放課後児童クラブの運営については育成支援の継続性という観点からも安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が継続的、安定的に運営することが求められる」と明記されています。以上から、現在の3年という契約期間は短すぎると考えます。5年、10年といった中長期的な契約期間とするよう求めてください。

- (2) プロポーザルの提案事業者から外郭団体を排除する動きがあると聞いています。これまで

(今年度含む)、プロポーザル方式をはじめとした公募による事業者選定において、外郭団体がその応募者としての対象から除外されたケースがあるのか確認してください。また、もしもあるとすればそれはどういう理由なのか、どの法令のどの部分を根拠としているのか確認してください。

(3) のびのびルームは就労支援事業ではありますが、一方で、子どもの成長に非常に大きな影響を与える事業でもあります。よって、単に子どもを預かればよいというものではなく、心も体も成長する子どもに寄り添い、子どもの人格形成にどれだけ良い影響を与えることができたかという基準で評価されるべきものであり、それは短期的に評価できるものではありません。さらに、経営面からみても、経費の大半が人件費であり、仕様書で定められた指導員配置をしようとする必要な人員や労働時間は自ずと決まるもので、事業者の努力でどうにかなるものではありません。収入についても事業者の努力で増やせるものではありません。これらから、この事業は競争原理には馴染まないと考えます。より公共性の高い事業者によって運営されるべきであり、本来は市が直営で行うべきものですが、堺市のこれまでの放課後施策の歴史を振り返った時、市直営以外であれば、最も適当なのは現在は公益財団法人である堺市スポーツ振興事業団であると考えます。もしそれでも公募の必要性があるというのであれば、単に外郭団体であるということだけで、堺市スポーツ振興事業団をその応募者から除外するべきではないと考えます。

6. 放課後ルームについて

(1) 百舌鳥小学校放課後ルームは毎年プロポーザル方式による事業者選定が行われ、今年度は昨年度から引き続き株式会社CLCが運営事業者となっているところですが、この夏、ルームの児童たちが水筒を忘れたり、水筒のお茶がなくなったりしたときに、指導員から水がもらえるということが周知されていないことが判明しました。ある子どもに聞くと、「指導員に言っても、たぶん何もしてもらえないと思った」とのこと。保護者会から市当局に対し熱中症対策について問い合わせをしたところ、これからは①水筒を忘れていないか朝の会で確認をする、②忘れた子どもには水を渡せることを周知する、③希望者からは家庭から持参した水かお茶のペットボトルを預かるなどの対策をとることにしたとの回答がありました。昨年度、愛知県で校外学習中に児童がなくなったことをはじめとして全国で猛暑に伴う様々な事故が起きており、熱中症対策が不可欠であるにもかかわらず、その対策が不十分であったことは大きな問題であると考えます。また、当局も熱中症対策をとるよう通知を出したとのことですが、その後、各事業者において適切な対応が取られているか確認できていませんでした。保護者からの問い合わせで現状を知るという状況では、事業実施主体として指導・監督責任を果たせているとはいえず、今までは子どもを安心して預けられません。熱中症対策をはじめとした子どもの体調管理について、運営事業者においてその重要性を再度確認

し、子ども達の体調の確認体制を強化するとともに、当局においても主体的にその指導・監督責任を果たすよう求めてください。

- (2) 子ども達が勉強時間中に静かにならず、指導員からの指導や叱責の時間が長くなり、外遊び等の時間が削られる、あるいは無くなることが度々あるとの声が上がっています。これは上記(1)で引用した子どもの発言にもあるように、放課後ルームにおいて指導員と子ども達との信頼関係が崩れていることが原因の一つであると思われます。また、保護者からも子どもがルームで連絡帳を提出しないことに対する対応や、活動中のけがに対する対応、子ども同士のいじめともいえる暴行等への対応など、ルームに対する不信・不安を訴える声が多数届いています。放課後ルームは事実上、就労支援事業であるのびのびルームの代替機能を担っており、このような状況では、上記(1)での体調管理の件同様、子どもを安心して預けることができません。実際、早く放課後ルームをやめたいという子どもも出ています。4～6年生の子ども達は体も心も急激に発達する大変難しい時期です。放課後ルームの主体である子ども達に寄り添い、その声をきちんと聞き、子ども達と正面から向き合うことができる、より専門性の高い指導員を配置する、もしくは十分な研修等学びの場を設けるなどの対応をとるよう求めてください。
- (3) 上記(1)(2)にあるように、現状では、指導員をはじめとした運営主体、子ども、保護者の信頼関係がありません。ルームの状況について保護者と情報共有するため毎月保護者と、指導員をはじめとした運営主体との意見交換の場を持つよう求めてください。

受理年月日 令和元年8月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 藤 田 実乃理

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市の学童保育事業は1966年に日置荘小学校、美木多小学校、大仙西小学校に「公立仲よしクラブ」の開設で始まります。1973年に若松台、宮山台、東三国丘の3校に設置されますが、1974年には新設はストップします。これは、国の補助金打ち切りに合わせた結果です。公立仲よしクラブの開設を待てない保護者達は1974年から自主共同学童保育を保護者と指導員の力で開設していきました。

堺市は、1983年、公立仲よしクラブを廃止、自主共同学童保育所への助成金事業をスタートさせました。自主共同学童保育所は1993年で55クラブにまで増えました。施設と指導員を確保して自主共同学童保育所を維持、運営していくことは大変な苦労がありました。

堺学童保育連絡協議会（以下、堺学保連）は、公立学童保育の復活を求めながら、自主共同学童保育所の運営を支援して、また、指導員の研修活動も支援する役割を果たしてきました。

そして、1997年、堺市は公設事業団委託という形でのびのびルームを堺市内全ての小学校に開設したのです。

1997年に児童福祉法に学童保育が放課後児童健全育成事業として明記されて2007年に放課後子どももプランが実施、2014年放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令）を策定、2015年に子ども、子育て支援新制度がスタートしました。堺市においても条例に基づいた学童保育事業がスタートしました。

このように、堺の学童保育事業は保護者と指導員の連携と協力のもと充実・発展してきました。国は様々なプランを発表して学童保育事業を充実・発展させようとしていますが、市町村事業としての位置づけによって、自治体によって内容に違いが生まれています。

堺市においては専用施設の拡大を行わずに、待機児解消のための利用率の導入による大規模化が進んでいます。そして、指導員の処遇改善を行わないことで慢性的な指導員不足が続いている。

私たち堺学保連はこどもたちの豊かな放課後の実現と保護者の就労支援、指導員が意欲を持って働き続けられる学童保育事業の実施を求めて以下の項目を陳情いたします。

<陳情事項>

1. のびのびルームの運営の方法について

国は、支援の単位をおおむね40人として、そこに専任の指導員2名を配置するとなっています。堺市はルーム全体を1つの単位として、1人の責任者のもと、すべての子ども達を支援している現状です。これでは人数の多い校区では責任者の負担が大きく、子ども一人ひとりに目の行き届いた保育は困難です。40人を1つの単位として運営してください。なぜ、40人ごとの単位での運営ができないのでしょうか。できない理由をお聞かせください。

2. 利用率について

堺市では2017年度より、放課後児童対策事業において、定員設定に利用率を加味しています。これは定員の弾力化による詰込みを容認するものです。利用率による無理な定員設定を廃止し、本来の定員にふさわしい広さの専用教室を確保するなど、十分な設備と体制を整えてください。

3. 指導員について

放課後児童クラブ運営指針では「子どもの発達過程を踏まえ子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる」とあります。こどもたちは様々に多様性を持っています。そんなこどもたちに寄り添う専門職として指導員の処遇改善を行ってください。

4. 保育の質について

運営事業者が株式会社に変わったのびのびルームから使用できる折り紙が1日1枚に制限されたという話がありました。つまり、ルーム単位で自由に使える経費が削減され、子ども達が使える教材が少なくなっているのです。子どもの自由な時間である放課後に過度の制限を設けることは、子どもの成長に相応しくありません。これは、明らかな質の低下です。

株式会社は、予想以上に子どもが少なくなると、当日であっても指導員の勤務予定を変更するため、所得が低下します。所得が安定しなければ、指導員という仕事を続けることはできません。しかも、近隣の自治体で実施されているのびのびルームと同様の事業では、堺市よりも良い待遇で指導員が雇用されています。よって、のびのびルームの指導員の離職率は高く、人員不足も慢性的になっています。指導員不足は質の低下に顕著に繋がります。

以上の理由により「教材費の減少」と「指導員の賃金低下」が「質の低下」に直結すると考

えます。よって、保育の質が低下しないように改善を要望します。

5. 事業者選定について

放課後児童クラブ運営指針に「放課後児童健全育成事業は市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については育成支援の継続性という観点からも安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が継続的、安定的に運営することが求められる」「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに保護者への理解が得られるように努める必要がある」とあります。

のびのびルームの事業者選定において、「運営の継続性、安定性」「子どもへの影響」「保護者への理解」を最優先にしてください。学童保育の安定した運営のためには、指導員の継続雇用と研修の継続が必要だと考えます。事業者選定においては指導員の継続雇用を堺市として指導してください。

事業者選定において、提案内容とプレゼンテーションを公開してください。また、選定委員に現役の保護者を選出してください。

仕様書には受注者の責務として「労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めるものとする。」とあります。

現在、東区と美原区ののびのびルーム、堺っ子くらぶの一部と放課後ルームを運営する株式会社CLCは本年7月18日付で、「36協定と変形労働時間制に関する協定に関して締結手続きにおいて不備があることが判明、深くお詫びする」「過去2年分の未払い残業代分を支払う」と従業員に宛てた文書を配布しました。労働関係法の法令などを遵守するよう指導してください。また、違反している事業者は排除してください。

6. 運営事業者への評価について

堺市は契約終了期間内の事業者の評価を公表していません。保育の質の向上には問題点の是正は不可欠です。保護者や子どもたちから意見を聞く窓口を置いて、検証を行い、問題点が是正されるようにしてください。また、検証結果や評価を公表し、今後の事業者選定に反映されるようにしてください。

7. 決算報告について

放課後児童クラブ運営指針に「適正な会計処理及び情報公開」の項目で「放課後児童クラブの運営主体は会計処理や運営状況について保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる」とあります。

堺市が運営事業者に対して、責任を持って監査、評価を公表してください。

8. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

放課後児童対策事業は必要とする1年生から6年生までの子どもたちが利用でき、放課後をともに過ごす仲間や保護者代わりとなる指導員と生活をする場所です。

現在、堺市にはのびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルームと複数の事業がありますが、住んでいる校区によって利用できるサービスに差が生じています。全児童対策事業と留守家庭児童対策事業を一体的におこなうことによって数字上の待機児童はほぼ解消されているかのようですが本来、この二つの事業は別の事業としてそれぞれ充実させていくべきものです。留守家庭児童対策事業は、「のびのびルーム」に集約し拡充を求めます。すべての校区で1年生から6年生までののびのびルームが実施されるまでの計画を示してください。

受理年月日 令和元年8月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市東区

堺市立八下西小学校のびのびルーム保護者会

会長 津森和美

堺市に於ける放課後児童健全育成事業に対する陳情

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業にご尽力いただき有難うございます。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項において、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により疊間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」として規定され、また、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として規定されるとともに、子ども・子育て支援法第59条第1項第5号に規定する地域子ども・子育て支援事業の一つとして、市町村が地域のニーズ調査等に基づく量の見込みや提供体制の確保等について市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、これを実施するとされています。更に、事業の質の確保を図るために、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が定められ、厚労省に依る「放課後児童クラブ運営指針（以降、「運営指針」とする）」が策定されています。以来、堺市に於いても、当該事業利用者は年々増加の一途をたどり、本校では今年度の新入学児童の約7割が放課後児童対策事業（以降、「のびのびルーム」とする）を利用していると聞き及び、私たち市民にとって、今や無くてはならない重要な社会福祉事業のひとつではないかと確信しております。

この、のびのびルームの在り方について、前述の運営指針には、「子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。」と示され、こと放課後児童クラブに於いては、安全かつ安心な生活の場を個々の特性に応じて提供するとともに、遊びや集団生活などを通して子どもの育成を支援する場所であるべきとして第1～7章までの構成で育成支援の内容や運営に関する基本的な事項と留意すべき事項等が網羅的

に定められておりますが、特に下記の項目について実情との間に差異を感じるため、ここに改めて、当市に於ける事業の見直しと早急なる改善の実現を要望いたします。

<陳情事項>

1. 指導員について

(1) 指導員の継続的雇用について

平成29年度に提出させて頂いた陳情書に詳しく述べてある通り、当ルームでは同年度からの新制度事業者選定方式により選定された新事業者による運営が始まると同時に、児童・保護者ともに信頼関係を長年築いてきた主任指導員が（本人が希望するにも関わらず）継続雇用されず、代わりとして就任した主任指導員による乱暴とも言える保育のために子ども達が大いに傷つき、犠牲となりました。運営指針には、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。※第4章1-(3)」とあります。3年毎に雇用主や勤務内容が変わるかもしれない不安を抱えつつ仕事に従事することが、果たして「長期的に安定した形態」と言えるのでしょうか。事業主である堺市が責任を持って安定した形態の雇用を保障すべきと考えます。

(2) 指導員の待遇改善について

運営指針では、支援の単位ごとに2名以上の放課後児童支援員を配置することを定めていますが、実際には支援員が不足している状況が続き、またなかなか定着しないように見受けられます。これは慢性的な状態であり、不足が出ればどちらかから補う、というような一時的な対応では間に合わない、せめて支援員の生活水準に見合った待遇を提案できるよう、もっと根本的な改善が必要であると考えます。運営指針ではまた、異年齢児童の個々の発達に合わせた支援、障害児への対応、特に配慮を必要とする児童への対応、子どもの人権を尊重し、それぞれの意見を聞くという対応、更には保護者からの相談に応じ、地域や家庭と連携して支援を行う、など、本当に細やかな対応が必要であると示されています。現状では、施設設備や人員の確保が充分に行われないまま、待機児童の解消の徹底という、数字の上だけでの対策しか為されておらず、これでは抜本的解決にはならないと考えます。運営指針より、労働環境整備についての記述です。「放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。※第4章6-(1)」

(3) 指導員の資格取得など研修支援について

運営指針には、「放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。」「放課後児童支

援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」※第1章3-(4)（放課後児童クラブの社会的責任）-②③、「放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。」「放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。」「放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。」※第7章3-(2)研修等、と記述があります。指導員によって保育内容に顕著な差が生じないよう、事業主の責任の元に人材育成に努めるべきと考えます。

2. 事業者選定について

(1) 選定方式について

当市では、平成29年度よりプロポーザル方式による事業者選定制度が導入されておりますが、のびのびルームとは本来生活環境を支援する場です。期間限定で事業者や指導員が入れ替わるなどという制度では、安定した生活支援はできないものと考えます。ましてや、3年となると、やっと築きかけた信頼関係がまたすぐ消えて失くなり、子ども達も、指導員も、また一から努力しなくてはなりません。3年経つ頃には環境にも慣れ、新しく入ってくる低学年の児童らに対し先輩としての責任感を培う成長の機会を逃してしまいます。ご承知の通り、当ルームでは残念ながら怒涛のような3年間を余儀なくされ、指導員の大変な努力により、どうにかこうにか落ち着いてきたところ、また秋には同じことを繰り返すのかと思うと不安で胸がいっぱいです。

(2) 選定委員について

当局の説明によれば、選定委員はあくまでも非公開で、有識者と保護者という構成で選定が行われるとのことでしたが、のびのびルームに関わりのある人員構成ではないと当方では理解しております。現場に関わりのない選定者に依って選ばれ、私たち利用者の意見が反映されないというのは納得がいきません。他市の例にあるように、プレゼンテーションを公開にすると、選定委員に利用者（子どもを預ける保護者の代表）を入れるなどの改善をお願いします。

(3) 新年度の事業者選定について

上記項目2. (1)でも申し上げましたが、前回の事業者選定により当ルームは甚大なる被害を被りました。新市長に依る全事業の見直しが為されている今、できれば今回の事業者選定は見送りにし、まずは改善策と対応を検討して頂きたいと考えます。子ども達がようやく慣れ親しみ、信頼して心を開ける指導員との別れを、大人の都合に囚り生じる混乱を、二度と

味合わせたくないと思います。

(4) 事業者に依る収支報告の義務について

当局に依る説明では、「総括契約のため収支報告の義務はない」とのことでしたが、運営指針には、「利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。」「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービス）を利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。※第4章7-(1)(2)適正な会計管理及び情報公開」とあります。第7章1-(2)にあるように、事業の社会的責任や公共性を自覚し収支報告の開示を行うことを求めます。

3. 保育について

(1) 保育の質と保育環境の維持について

上記、指導員の継続的雇用についての項目で申し上げた通り、現場の支援員が入れ替わることに依り大変な混乱が起きます。放課後児童クラブ運営指針解説書には、「(支援員は) 子どもと安定的に継続的な関わりを持てるように専任として配置されることが必要になります。また、対象となる子どもが「小学生」とされたことによって、子どもが数年にわたって放課後児童クラブに在籍することも想定されるため、より一層、子どもと安定的に継続的な関わりを持てるような体制を整えることが求められます。」とあり、また運営指針にも「放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。※第4章-5-(1)運営主体」などとあります。(放課後の) 子どもの健全な育成にとって、「安定した環境を継続させる」ことが不可欠と考えます。

(2) 堺市下の全放課後児童健全育成事業に於ける保育内容と質の統一性について

当初の当局からの説明とは異なり、堺市下に於いては、他区、他ルームに依って保育環境や内容が多様であると受け取れます。前述の指導員育成や施設設備の充実などを通して基本的な事業内容の統一を図って頂きたいと考えます。

受理年月日 令和元年8月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立五箇荘小学校のびのびルーム保護者会

代表 普天間 尚代

陳情の内容

日頃から、放課後児童対策事業にご支援いただきまして、ありがとうございます。

私たちは、堺市立五箇荘小学校のびのびルームの保護者会です。

堺市の放課後施策が大きく変わり、民間企業の参入で他校の保育環境が様変わりしつつある中、当ルームの保護者および指導員は、今年度再度事業者選定が行われることに大変不安を感じております。のびのびルームは、働きながら子育てをする家庭や一人親家庭にとって、なくてはならない重要な場所であり、子ども達が穏やかに安心して、かつ安全に過ごせる場であるべきと考えています。

現在、当ルームでは専用2教室、共用3教室で200名以上の子ども達が、ぎゅうぎゅう詰めの状態で毎日を過ごしています。特に指導員不足が深刻な問題であり、夏休みを迎えてからは、6～7人で1日10時間勤務という過酷な現状です。すべての子ども達が、ゆったりとした放課後・長期休暇を過ごせるように、また保護者が安心して働き続けられるように、以下の点を陳情します。

<陳情事項>

1. 国の省令に従い、支援の単位（利用児童40名以下）に対して指導員を2名以上配置し、開室時間内は、主任もしくは副主任のどちらかが必ず配置されるよう、堺市の責任で実施してください。
2. 指導員の人材確保並びに研修を堺市の責任で実施してください。
3. 単身世帯の減免及び、全世帯のきょうだい減免をしてください。
4. 子ども達の健康を守るために、定期的にカーペットを清掃してください。
5. 平日に視察に訪れて、当ルームの現状を把握してください。
6. 子ども達の保育環境を維持し、守るために3年ごとのプロポーザル選定を廃止してください。

7. 国の省令に従い、利用制限のある共用教室でなく、支援の単位ごとに、子ども達の生活の場として活用できる専用教室を確保してください。

受理年月日 令和元年8月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立東三国丘小学校のびのびルーム保護者会

代表 松 井 航

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

東三国丘小学校では、約300名の子どもたちが堺っ子くらぶに在籍し、毎日放課後を元気に過ごしています。

堺市では2010年より新事業として全児童対策として堺っ子くらぶを開始し、2013年度は東三国丘小学校でも実施されました。堺っ子くらぶは学童保育事業と全児童対策事業の複合した放課後対策事業です。

東三国丘小学校は前述のとおり、学童保育事業の「のびのびルーム」に約160名、全児童対策事業の「すくすくコース」に約150名の子どもたちが在籍しています。これは東三国丘小学校全児童数の約1/2を占める人数です。

堺市では、学童保育事業の利用者が年々増加しており、東三国丘小学校でも、堺っ子くらぶの利用者は年々増加しています。障害児童も利用しており、子ども達の安全な放課後生活を供給するには十分な空間と指導員数が必要です。

しかし、堺市で運営されている学童保育事業を見てみると、子ども達にとって過密状態の教室と、指導員不足が深刻な状況にあります。

また、国でも学童保育の「従うべき基準」の参酌化が推進されつつあり、指導員の配置基準が現在の「おおむね子ども40人に対し放課後支援員2名」の基準が「1名でもかまわない」方向に進もうとしています。

これでは一人ひとりの子どもに目が十分に行き届かなくなります。事故や子ども同士のトラブルも多発する可能性があります。

少子化対策として、仕事・子育てを両立していくためにも学童保育の必要性が一層求められています。

る時代です。子ども達が安全な放課後生活を送れるよう対策を立て運営してください。

私たち東三国丘小学校「堺っ子くらぶ」保護者会は貴職が子ども達に安心した放課後生活の供給、充実に向けて努力していただけるよう以下陳情いたします。

<陳情事項>

1. 学童施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であることから、適切な環境を保つことが重要ですが、既存の施設（クーラーやトイレ）はその老朽化が課題となっています。

夏季、毎日平均して180名を超える児童の利用がある中で、昨年同様、暑さのため体調を崩す子が出てくるなど、猛暑の影響で大変厳しい状況が見受けられ、保護者一同心配しております。

特に「ぞうの部屋」のクーラーは1台のみで、設置されてから15年以上経過しており、設定温度を18度としても日中の室温が30度となるなど、機能が大幅に低下しており、いつ故障してもおかしくありません。2019年8月7日に支援課の方が点検に来られ、フィルタを掃除して問題なく動いているとの判断でしたが、冷却機能が低下しており、保護者会で8月10日に再度室内温度を確認したところ、設定18℃に対し、29℃と表示されており、十分な空調ではないと判断します。

クーラーの増設や買い替え、修理等の対策を早急に取っていただき、緊急事態に備えて予算等の手当てを含め迅速に対応願います。

東三国丘小学校堺っ子くらぶ利用人数及び室温

部屋名／日付	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日	8月2日	8月5日	8月6日
のび（ぞうの部屋）	38人	40人	35人	39人	38人	36人	31度
のび（きりんの部屋）	41人	41人	36人	40人	35人	35人	27度
すくの部屋	52人	55人	55人	53人	60人	60人	28度
高学年	44人	43人	41人	57人	49人	52人	26度
合計	175人	179人	167人	189人	182人	183人	—

2. 洋式トイレが男子用ではなく、女子用に1つあるのみで、その1つのトイレのカギが壊れたままになっています。

トイレについては、他の市の施設（市役所や図書館）と比べても相対的に整備が遅れているようで、堺市の公立小中学校施設の洋便器トイレの設置割合は、全国平均（43.3%）を大きく下回る23.0%となっています（※文部科学省が平成28年11月10日に公表した「公立小中学校施設のトイレの状況調査の結果について」による。）。

子どもたちが安心して生活できるように、トイレの環境を早急に改善してください。

3. 東三国丘小学校の堺っ子くらぶは全校生徒の約半数が利用する事業です。

子ども達の安全確保と学童保育の質の向上を図るため、現在、狭小となっている学童のスペースを広げ、子どもたちの安全を十分に確保してください。

4. 堀っ子くらぶ「すくすくコース」は全児童対策事業です。

小学校に通う全ての子どもに利用する権利があります。利用に定員を設けるのではなく、希望する全ての子どもが利用できるように環境を整えてください。

5. 堀っ子くらぶは3年毎に運営事業者選定が行われています。

6年間生活を送る子ども達にとって、在学中に2回事業者が変わります。その度に指導員や運営方針が変わるか不安を感じます。

継続した保育環境を整えてください。

6. 国は指導員の配置基準を参酌化し現状の2名から1名でも構わない方向に進もうとしています。これでは子ども達の安全を守れません。

学童保育は市町村事業です。子ども達の安全確保のため、指導員の配置基準は少なくとも現状を維持させてください。

7. 堀市では指導員不足が深刻な状況です。指導員が集まるよう市として対策をとってください。

受理年月日 令和元年8月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 東 剛

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

しかし、平成28年に実施された堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルでは、利用者や関係者の声も一切聞かず、公募による事業者選定が行われました。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通じ、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる3年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. プロポーザルによる事業者選定について

前回陳情の回答では『より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとってより良い運営ができるものと考えております』とありますが、子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。事業者が変わることによって指導員の雇用が不安定になり、その結果、子どもたちとの継続的な関わりができなくなる可能性があります。今年は3年の期間限定であるプロポーザル事業者選定の年であり、事業者の選定ありきではなく、まずは利用者や関係者の声をしっかりと聞き取り、この3年間の評価をしっかりと行ってください。3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることでより良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について

昨年から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。そのため、ルームでの保育環境に大きく影響し、子どもたちの安全が脅かされています。特に、夏休みの期間は利用時間が長いことや、近年増加している異常気象により、子どもたちの安全面を考える上で、現在の指導員配置では十分とは言えません。また、利用率だけではなく突然の保育利用にも対応している現状があります。利用率だけによる無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。また、新金岡小学校の校庭は面積が広いため、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

3. 指導員の処遇改善について

毎年増え続けるのびのびルーム入所希望者に対して、指導員不足が深刻な問題となっています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております』とあります。国や大阪府が指導員の処遇改善のための予算を計上していることを踏まえ、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上してください。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、昨年度からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり今後も、現在行われている大規模マンションの新設工事や、府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。また、近年の異常気象（暑さ）に対してルームの外壁部にミストの設置と、砂や砂利など教室内の清掃を掃除機で行うも、すぐに掃除機が壊れてしまう為に業務用掃除機の設置など、十分な対策と設備を整えてください。

5. AEDの設置について

現在、ルームにはAEDが設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のときに迅速な対応ができるよう、ルームにAEDを設置してください。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000円+おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。きょうだい減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。

受理年月日 令和元年8月13日

令和元年 第5回市議会(定例会)陳情書綴

令和元年9月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-19-0058

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。